

消防庁関係資料

令和 2 年 1 月

消 防 庁

消防庁関係資料目次

○ 令和2年度消防庁予算（案）の概要	1
○ 令和2年度消防庁予算案、令和元年度消防庁補正予算案及び 令和2年度の消防防災に関する地方財政措置の見通し・その他 留意事項について	9
・ 防災情報伝達体制の強化について	24
・ 消防防災分野における公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の 策定について	25
・ 消防の広域化及び新たな連携・協力の推進	26
・ 外国人、障害者等からの119番通報等への対応	28
・ 非常用電源の確保並びに耐震化	32
・ 救急体制の確保	33
・ 消防防災ヘリコプターの安全性の向上と航空消防防災体制の 強化について	37
・ 消防団を中核とした地域防災力の充実強化	39
○ その他	
・ 外国への消防車両の寄贈について	43
・ 令和2年度消防大学学校教育訓練計画について	44

令和2年度 消防庁予算(案)の概要

R2当初	○一般会計予算額 163.4億円 (前年度167.6億円)			○復興特別会計予算額 7.9億円	R1補正 予算額 35.2億円 (一般会計)
3か年緊急対策	1年目 (H30補正)	2年目 (R1当初)	3年目 (R2当初)	3か年合計 106.6億円	
	44.1	32.3	30.2		
(3か年緊急対策除く) R2当初(133.2) + R1補正(35.2) = 168.4億円 (前年度142.6億円、18.1%増)					

<主な事業>

	R2当初	R1補正
① 緊急消防援助隊の充実強化	68.8億円	24.3億円
・緊急消防援助隊設備整備費補助金 49.9億円		
・大型水陸両用車の整備【新規】(緊)2.0億円		
・中型水陸両用車の整備(緊)0.7億円		
・高機能救命ボートの整備(緊)1.5億円(補)1.7億円		
・津波・大規模風水害対策車の整備(緊)3.5億円		
・消防庁ヘリコプター(5号機)の復旧【新規】2.2億円(補)19.7億円		
・重機及び重機搬送車の整備(緊)6.1億円		
② 様々な災害に対応するための常備消防力等の充実強化	16.2億円	0.9億円
・消防防災施設整備費補助金 13.5億円		
・市町村の消防の広域化及び連携・協力の推進 0.2億円		
・新型実火災体験型訓練施設の整備【新規】(補)0.9億円		
・#7119の全国展開をはじめとする救急需要対策の更なる充実強化 0.2億円		
③ 消防団の充実強化	23.5億円	—
④ 2020年東京オリンピック・パラリンピック等に向けた安心・安全対策の推進	8.6億円	—
・テロ対策対応資機材の整備等による消防・救急体制の構築 7.2億円		
⑤ 防災情報の伝達体制の充実強化	13.1億円	10.0億円
・Jアラートの運用・保守・更改 4.9億円(補)4.6億円		
・防災行政無線の戸別受信機の導入促進【新規】(補)4.2億円		

<消防団関連予算> 23.5億円

R2当初	緊急対策	(2) 消防団を中核とした地域防災力の充実強化
7.2億円 (対前年度比0.2億円増)	16.4億円 (対前年度比0.1億円増)	5.3億円
(1) 消防団の装備・訓練の充実強化 18.3億円		
・救助用資機材(救命ボート・発電機・投光器・排水ポンプ等)の無償貸付【新規】1.9億円		・数値目標を含んだ、消防団の体制に関する中期的な計画策定モデル事業【新規】0.2億円
・消防団救助用資機材補助金【拡充】(緊)7.4億円		・企業・大学等との連携による女性・若者等の消防団加入促進支援事業 1.2億円
(救命ボート・発電機・投光器・排水ポンプ等メニューの拡充)		・救助用資機材等の安全で円滑な利用に向けた技術講習の実施【新規】0.5億円
・救助用資機材搭載型消防ポンプ自動車無償貸付(緊)8.9億円		



救命ボート



発電機



投光器



排水ポンプ

(緊):3か年緊急対策による事業 (補):R元補正予算

～国民の生命・生活を守る～ 消防防災行政の推進 (一般会計)

	R2当初	R1補正
(1) 大規模災害に備えた緊急消防援助隊等の充実強化	68.8億円	24.3億円
・緊急消防援助隊設備整備費補助金 49.9億円		
・大型水陸両用車の整備【新規】(緊)2.0億円		
・中型水陸両用車の整備(緊)0.7億円		
・高機能救命ボートの整備(緊)1.5億円(補)1.7億円		
・津波・大規模風水害対策車の整備(緊)3.5億円		
・消防庁ヘリコプター(5号機)の復旧【新規】2.2億円(補)19.7億円		
・重機及び重機搬送車の整備(緊)6.1億円		
・海上オートバイの整備【新規】(補)0.2億円		
・情報収集活動用ドローンの整備【新規】(補)0.5億円		
・緊急消防援助隊活動費負担金 0.1億円(補)1.0億円		
(2) 様々な災害に対応するための常備消防力等の強化	16.2億円	0.9億円
○常備消防力の充実強化		
・消防防災施設整備費補助金 13.5億円		
・消防の広域化及び連携・協力の推進 0.2億円		
・新型実火災体験型訓練施設の整備【新規】(補)0.9億円		
○地方公共団体等の災害対応の能力の強化		
・小規模市町村の全庁的な災害対応に係る実践的な訓練等【新規】0.1億円		
○救急体制の確保		
・#7119の全国展開をはじめとする救急需要対策の更なる充実強化 0.2億円		
(3) 地域防災力の中核となる消防団及び自主防災組織等の充実強化	23.5億円	—
○消防団の装備・訓練の充実強化		
・救助用資機材(救命ボート・発電機・投光器・排水ポンプ等)の無償貸付【新規】1.9億円		
・消防団救助用資機材補助金【拡充】(緊)7.4億円		
(救命ボート・発電機・投光器・排水ポンプ等メニューの拡充)		
・救助用資機材搭載型消防ポンプ自動車無償貸付(緊)8.9億円		
○消防団を中核とした地域防災力の充実強化		
・数値目標を含んだ、消防団の体制に関する中期的な計画策定モデル事業【新規】0.2億円		
・企業・大学等との連携による女性・若者等の消防団加入促進支援事業 1.2億円		
・救助用資機材等の安全で円滑な利用に向けた技術講習の実施【新規】0.5億円		
(4) 火災予防対策の推進	2.9億円	—
○火災予防対策の推進		
・火災予防の実効性向上、違反是正推進による安心・安全の確保 0.3億円		
○危険物施設等の安全対策の推進		
・危険物施設の自然災害対策等に関する検討【新規】0.5億円		
・過疎地域等の燃料供給インフラの維持に向けた安全対策 0.2億円		
(5) 消防防災分野における女性の活躍促進	2.7億円	—
○女性消防吏員の更なる活躍推進		
・女性をターゲットとしたPR広報や消防本部向け説明会の実施 0.4億円		
○消防団への女性・若者等の加入促進		
・企業・大学等との連携による女性・若者等の消防団加入促進事業(再掲) 1.2億円		
・全国女性消防団員活性化大会(活動報告、意見交換会等) 0.2億円		
・女性消防団員等の活躍加速支援事業(シンポジウム開催や学習・啓発教材配布等) 0.4億円		

R2当初
163.4億円R1補正
35.2億円**(6) 防災情報の伝達体制の強化**

13.1億円

10.0億円

- ・災害時の情報伝達体制の充実強化 0.2億円
- ・防災行政無線の戸別受信機の導入促進【新規】(補)4.2億円
- ・Jアラートの運用・保守・更改 4.9億円 (補)4.6億円
- ・防災情報システムの標準化に関する調査・検討【新規】0.3億円
- ・災害時対応系システム等の更改 1.8億円 (補)1.2億円

(7) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等に向けた安心・安全対策の推進

8.6億円

—

- ・テロ対策対応資機材の整備等による消防・救急体制の構築【新規】7.2億円
- ・国民保護共同訓練の充実強化 1.2億円

(8) 消防防災分野における消防用機器等の海外展開の推進及び科学技術の活用

5.8億円

—

- ・国際消防防災フォーラムを活用した消防防災インフラシステムの海外展開の推進 0.4億円
- ・消防ロボットシステムの実証配備による最適化改良・量産型仕様策定 0.7億円
- ・消火活動時の殉職・受傷事故を防止するための研究開発【新規】0.1億円

○令和元年台風第15号及び台風第19号等の大規模災害を踏まえた消防防災体制の強化（再掲）

- ・緊急消防援助隊設備整備費補助金 49.9億円
- ・津波・大規模風水害対策車の整備 (緊)3.5億円
- ・中型水陸両用車の整備 (緊)0.7億円
- ・大型水陸両用車の整備【新規】(緊)2.0億円
- ・重機及び重機搬送車の整備 (緊)6.1億円
- ・拠点機能形成車の整備 (補)1.3億円
- ・高機能救命ボートの整備 (緊)1.5億円 (補)1.7億円
- ・水上オートバイの整備【新規】(補)0.2億円
- ・情報収集活動用ドローンの整備【新規】(補)0.5億円
- ・救助用資機材(救命ボート・発電機・投光器・排水ポンプ等)の無償貸付【新規】1.9億円
- ・消防団救助用資機材補助金【拡充】(緊)7.4億円(救命ボート・発電機・投光器・排水ポンプ等メニューの拡充)
- ・救助用資機材搭載型消防ポンプ自動車無償貸付 (緊)8.9億円
- ・防災行政無線の戸別受信機の導入促進【新規】(補)4.2億円

被災地における消防防災体制の充実強化（復興特別会計）

7.9億円

- ・消防防災施設災害復旧費補助金(消防庁舎・消防団拠点施設等) 3.2億円
- ・消防防災設備災害復旧費補助金(消防団車両・自主防災組織資機材) 0.9億円
- ・原子力災害避難指示区域消防活動費交付金(消防活動用資機材、応援出動経費等) 2.8億円

一般会計FDMA
住民とともに**(1) 大規模災害に備えた緊急消防援助隊等の充実強化****① 緊急消防援助隊設備整備費補助金 49.9億円(令和元年度 49.9億円)**

「緊急消防援助隊基本計画」に基づき部隊を増強させるため、車両・資機材等を整備

② 緊急消防援助隊の車両・資機材の整備 (緊)13.9億円 (補)3.6億円

(令和元年度 (緊)16.0億円)

- 津波・大規模風水害対策車の整備(5台) (緊)3.5億円(令和元年度 (緊)5.6億円)
- 中型水陸両用車の整備(1台) (緊)0.7億円(令和元年度 (緊)1.4億円)
- 大型水陸両用車の整備(1台)【新規】(緊)2.0億円
- 重機及び重機搬送車の整備(9台) (緊)6.1億円(令和元年度 (緊)6.8億円)
- 拠点機能形成車の整備(1台) (補)1.3億円
- 高機能救命ボートの整備(29台) (緊)1.5億円 (補)1.7億円(令和元年度 (緊)2.2億円)
- 水上オートバイの整備(6台)【新規】(補)0.2億円
- 情報収集活動用ドローンの整備(15台)【新規】(補)0.5億円

③ 被災した消防庁ヘリコプターの復旧【新規】 2.2億円 (補)19.7億円

台風第19号により、点検整備中であった消防庁ヘリコプター1機が機体を損傷する被害を受けたため、着実に復旧

④ 緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練の実施 0.9億円(令和元年度 0.8億円)

緊急消防援助隊の技術及び連携活動能力を向上させるため、地域ブロック合同訓練を実施

⑤ 緊急消防援助隊活動費負担金 0.1億円 (補)1.0億円(令和元年度 0.1億円)

台風第19号の際に消防組織法に基づく消防庁長官の指示により出動した、緊急消防援助隊の活動費を国が負担

ボートやバギー等の津波や大規模風水害による対応した資機材を搭載



【津波・大規模風水害対策車】



【高機能救命ボート】



【水上オートバイ】



【ドローンを使用した情報収集】

一般会計

(2) 様々な災害に対応するための常備消防力等の充実強化

(a) 常備消防力の充実強化

- ① 市町村の消防の広域化及び連携・協力の推進 0.2億円(令和元年度 0.2億円)
各地域の多様な消火・救急・救助ニーズに的確に対応するため、消防の広域化や消防業務の一部の連携・協力など、地域の実情に応じた柔軟な対応を推進
- ② 消防防災施設整備費補助金 13.5億円(令和元年度 13.5億円)
住民生活の安心・安全を確保するため、防火水槽(耐震性貯水槽)等の消防防災施設の整備を促進
- ③ 新型実火災体験型訓練施設の整備【新規】 補0.9億円
消防大学校において、消防学校教官等の教育訓練指導者に対する火災進展状況や緊急退避の判断力を養う訓練を充実強化



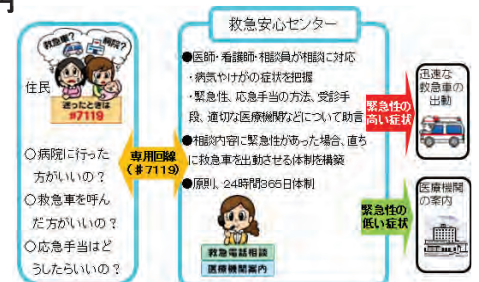
【耐震性貯水槽】



【実火災体験型訓練(ホットトレーニング)】

(b) 地方公共団体の災害対応能力の強化

- ① 小規模市町村の全庁的な災害対応に係る実践的な訓練等【新規】 0.1億円
実践的な訓練(地震・津波・土砂災害等)等を実施し、災害対応時の指針となる手引きを作成
- ② 火山噴火に係る住民等避難の対応への支援等【新規】 0.2億円
具体的な避難実施要領策定等の支援、降灰による消防活動への影響評価等を実施



(実施済団体:16団体)
宮城県、茨城県、埼玉県、東京都、新潟県、大阪府下全市町村、奈良県、鳥取県、山口県、徳島県、福岡県、札幌市(周辺含む。)、横浜市、神戸市(周辺含む。)、田辺市(周辺含む。)、広島市(周辺含む。)

【救急安心センター事業(#7119)】

(c) 救急体制の確保

- ① #7119の全国展開等による救急需要対策の充実強化 0.2億円(令和元年度 0.2億円)
救急車の適正利用を促すため、救急安心センター事業(#7119)の全国展開を推進するとともに、救急活動記録のデジタル化等を検討

一般会計

(3) 地域防災力の中核となる消防団及び自主防災組織等の充実強化

(a) 消防団の装備・訓練の充実強化

- ① 救助用資機材(救命ボート・発電機・投光器・排水ポンプ等)の無償貸付【新規】 1.9億円

消防団の災害対応能力の向上のため、新たに、救命ボート、発電機、投光器、排水ポンプ等の救助用資機材の消防団に対する無償貸付を実施



【無償貸付の資機材】

- ② 消防団救助用資機材補助金【拡充】 緊7.4億円(令和元年度 緊7.4億円)

市町村が行う消防団の救助用資機材等の整備に対して、補助を実施(救命ボート、発電機、投光器、排水ポンプ等メニューの拡充)



【補助対象資機材】

- ③ 救助用資機材搭載型消防ポンプ自動車無償貸付 緊8.9億円(令和元年度 緊8.9億円)

救助用資機材等を搭載した消防ポンプ自動車の消防団に対する無償貸付を実施



※破線囲みの資機材は、メニューの拡充



【救助用資機材搭載型消防ポンプ自動車】

一般会計

(3) 地域防災力の中核となる消防団及び自主防災組織等の充実強化

(b) 消防団を中核とした地域防災力の充実強化

① 消防団の体制に関する中期的な計画策定モデル事業【新規】 0.2億円

将来の人口見通し等を踏まえ、消防団員数や装備の改善など、定量的な数値目標を含む消防団の中期的な計画の策定を支援

② 消防団の連携等の支援 0.6億円(令和元年度 0.5億円)

消防団が中心となって、地区防災計画を策定した地区等で、自主防災組織等との連携により活動し、消防団員の確保等に資する事業を支援

③ 企業・大学等との連携による女性・若者等の消防団加入促進支援事業 1.2億円(令和元年度 1.2億円)

事業所の従業員や女性・若者等の入団を促すため、新規分団の設立等支援を実施するとともに、新たに自治体間で連携して入団促進を行う事業を支援

④ 救助用資機材等の安全で円滑な利用に向けた技術講習の実施【新規】 0.5億円

消防団の装備の充実強化を図るため、消防団員に対する救助用資機材等の安全で円滑な利用のための技術講習を実施

⑤ 自主防災組織の活性化への支援等【新規】 0.1億円

自主防災組織等の活性化を図るため、都道府県単位等の連絡協議会の設立の支援等を実施

国

地方公共団体

・大臣書簡(H31.4)地域防災力の充実強化に向けた地域の多様な主体との議論を要請
・支援(財政上の措置等)



・消防団の体制に関する中期的な計画の策定
・消防団が中心となり、地区防災計画を策定した地区等で自主防災組織等との連携により活動 など

【消防団に対する支援事業のイメージ(地域防災力の充実強化)】



【企業との連携(建設業に従事する消防団員の防災訓練参加)】

一般会計

(4) 火災予防対策の推進

(a) 火災予防対策の推進

① 火災予防の実効性向上、違反是正推進による安心・安全の確保 0.3億円(令和元年度 0.3億円)

各種建築物等における防火安全対策の実態調査等による火災予防の実効性向上及び規制体系の検証・見直しや立入検査による消防法令に係る違反是正等を推進



【H30.7月 東京都多摩市における建物火災】



【H30.12月 札幌市爆発火災】

(b) 危険物施設等の安全対策の推進

① 危険物施設の自然災害対策等に関する検討【新規】 0.5億円

高齢化による腐食・劣化等を原因とする事故件数の増加等を踏まえ、効果的な予防保全に係る方策や危険物施設における風水害等の自然災害対策について検討



【新技術(ドローン等)を活用した効果的な予防保全の例】

② 過疎地域等の燃料供給インフラの維持に向けた安全対策 0.2億円(令和元年度 0.1億円)

過疎地域等の地域特性を踏まえた新しい燃料供給体制の構築を見据え、AI・IoT等の新技術を活用した給油取扱所の安全対策のあり方について検討

③ 石油コンビナート等における防災・減災対策 1.4億円(令和元年度 1.2億円)

石油タンクの地震被害高精度予測等の技術を活用することにより、石油コンビナート等における災害対策の充実強化を推進



【石油コンビナート等自衛防災組織による防災訓練】

一般会計

(5) 消防防災分野における女性の活躍促進

(a) 女性消防吏員の更なる活躍推進

① 女性消防吏員の更なる活躍推進 0.4億円(令和元年度 0.4億円)

消防吏員を目指す女性の増加を図るため、女子学生を対象とした職業説明会の開催や消防本部の先進的取組の支援(モデル事業)に加え、新たな広報媒体の活用を含む女性消防吏員PR広報や消防本部の幹部向け説明会の新規開催等消防本部への支援を強化



【女性消防吏員の採用ポスター】

(b) 消防団への女性・若者等の加入促進

- ① 企業・大学等との連携による女性・若者等の消防団加入促進支援事業(再掲) 1.2億円(令和元年度 1.2億円)
- ② 全国女性消防団員活性化大会 0.2億円(令和元年度 0.2億円)
- ③ 女性消防団員等の活躍加速支援事業 0.4億円(令和元年度 0.4億円)



【女性消防団員募集ポスター】

一般会計

(6) 防災情報の伝達体制の充実強化

① 防災行政無線の戸別受信機の導入促進【新規】 補 4.2億円

台風第15号による長期停電等により屋外スピーカーが使用できない場合があったこと等を踏まえ、戸別受信機の配備が進んでいない市町村を対象に無償貸付による配備の支援を行うとともに、実機を用いたデモンストレーションを行うなど、その導入を促進

② 災害時の情報伝達体制の充実強化 0.2億円(令和元年度 0.2億円)

地方公共団体における災害情報伝達手段の整備に係る課題共有・解決を図るため、通信等の技術に関する専門的な知見を有するアドバイザーを派遣

③ 防災情報システムの標準化に関する調査・検討【新規】 0.3億円

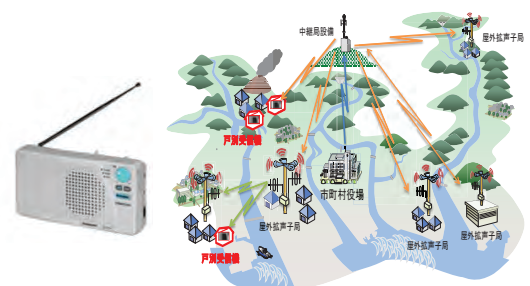
大規模災害時に国及び地方において、最新の情報を円滑に共有できる体制を構築するため、防災情報システムのあり方に関する基礎的な調査・検討を実施

④ Jアラートの機能強化 4.9億円 補 4.6億円(令和元年度 4.8億円)

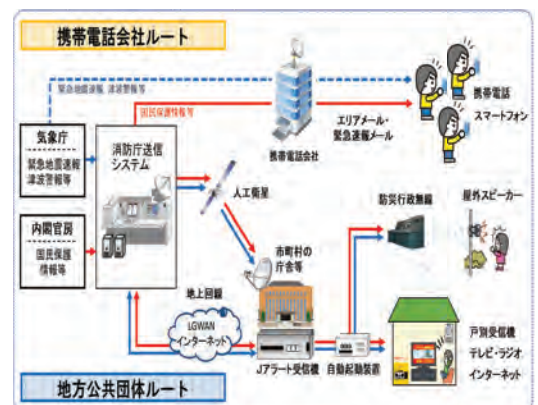
近年、大規模地震、豪雨等の自然災害が多発する状況を受け、地方公共団体等のニーズを踏まえ、国民に対する基幹的な情報伝達手段であるJアラートの機能を強化

⑤ 災害時対応系システム等の更改【新規】 1.8億円 補 1.2億円

近年、大規模な自然災害が増加していること等を踏まえ、災害情報等の集約・共有等に必要システムを整備



【戸別受信機の導入促進】



【Jアラートによる情報伝達】

(7) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた安心・安全対策の推進

① テロ対策対応資機材の整備等による消防・救急体制の構築 7.2億円(令和元年度 2.6億円)

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における消防・救急体制に万全を期すため、応援体制の構築（各会場において40隊200名の警戒体制を想定）及びNBCテロ等に対応するための資機材等の整備を推進（応援体制構築や資機材等整備に必要な経費を補助）

※オリンピックは42競技会場、パラリンピックは21競技会場



【ラグビーワールドカップ2019における消防特別警戒】

② 国民保護共同訓練の充実強化 1.2億円(令和元年度 1.1億円)

テロへの対処能力の向上のため、25団体（予定）において国民保護共同訓練を実施

③ 国民保護体制の整備 0.2億円(令和元年度 0.2億円)

地方公共団体による避難実施要領の作成を促進



【国と地方公共団体の共同訓練】

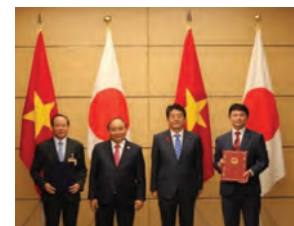
(8) 消防防災分野における消防用機器等の海外展開の推進及び科学技術の活用

(a) 消防用機器等の海外展開の推進

① 日本規格に適合した消防用機器等の競争力強化 0.2億円(令和元年度 0.2億円)

② 国際消防防災フォーラムを活用した消防防災インフラシステムの海外展開の推進 0.4億円(令和元年度 0.1億円)

日本製品の海外展開を推進するため、ベトナムをはじめ幅広く東南アジア諸国等に対し、日本の規格・認証制度の普及を推進するとともに、日本企業の製品を紹介する場を提供



【ベトナムと消防分野における協力覚書を締結】



【フォーラムにおいてフィリピン消防局職員へ日本製品を紹介】

(b) 科学技術の活用による消防防災力の強化

① 消防防災科学技術研究推進制度 1.3億円(令和元年度 1.4億円)

新たな技術の研究開発に対する支援に加え、製品化に係る取組についても支援することにより、実用化を推進



【消防防災科学技術研究推進制度の研究成果(高水圧駆動カッター)】

(8) 消防防災分野における消防用機器等の海外展開の推進及び科学技術の活用

② 消防ロボットシステムの実証配備による最適化改良・量産型仕様策定 0.7億円(令和元年度 0.5億円)

石油コンビナート等での大規模な爆発・火災を想定し研究され、平成30年度に完成し、配備を開始した消防ロボットシステム：スクラムフォース（プロトタイプ）の最適化や量産型の仕様の策定のための研究開発を実施



【消防ロボットの実証配備】

③ ドローン等を活用した画像分析等による災害(土砂災害等)時の消防活動能力向上に係る研究開発 0.5億円(令和元年度 0.5億円)

上空からの画像情報分析による救助活動の迅速化や夜間における情報収集の実施など、ドローン等を活用した消防活動能力向上に係る研究開発の実施



【火災延焼シミュレーション】

④ 火災延焼シミュレーションの高度化に関する研究開発 0.6億円(令和元年度 0.7億円)

市街地火災に対する効果的な予防と消火活動を行うために、火災延焼シミュレーションの高度化に関する研究開発を実施



【受傷事故防止】

⑤ 消火活動時の殉職・受傷事故を防止するための研究開発【新規】 0.1億円

消火活動時における受傷事故等の防止を目的として、火災現場環境の可視化や火災進展の予測能力向上に向けた研究開発を実施

○令和元年台風第15号及び台風第19号等の大規模災害を踏まえた消防防災体制の強化（再掲）

① 緊急消防援助隊設備整備費補助金 49.9億円(令和元年度 49.9億円)

② 緊急消防援助隊の車両・資機材の整備 緊13.9億円 補3.6億円(令和元年度 緊16.0億円)

- 津波・大規模風水害対策車の整備(5台) 緊3.5億円(令和元年度 緊5.6億円)
- 中型水陸両用車の整備(1台) 緊0.7億円(令和元年度 緊1.4億円)
- 大型水陸両用車の整備(1台) 【新規】 緊2.0億円
- 重機及び重機搬送車の整備(9台) 緊6.1億円(令和元年度 緊6.8億円)
- 拠点機能形成車の整備(1台) 補1.3億円
- 高機能救命ボートの整備(29台) 緊1.5億円 補1.7億円(令和元年度 緊2.2億円)
- 水上オートバイの整備(6台) 【新規】 補0.2億円
- 情報収集活動用ドローンの整備(15台) 【新規】 補0.5億円

浸水した地域での救助に活用するボートや、ガレキ・ぬかるみ等の悪路や冠水箇所でも走行可能な水陸両用バギー、救助や道路啓開を行うための重機などの緊急消防援助隊の装備を充実させ、豪雨等に対応した消防防災体制の強化を推進



【救命ボートによる救助(長野県長野市)】



【水陸両用車による救助活動(千葉県山武市)】

③ 救助用資機材(救命ボート・発電機・投光器・排水ポンプ等)の無償貸付【新規】 1.9億円

④ 消防団救助用資機材補助金【拡充】 緊7.4億円(令和元年度 緊7.4億円)

⑤ 救助用資機材搭載型消防ポンプ自動車無償貸付 緊8.9億円(令和元年度 緊8.9億円)

⑥ 防災行政無線の戸別受信機の導入促進【新規】 補4.2億円



【戸別受信機の導入促進】

被災地における消防防災体制の充実強化

(a) 被災地における消防防災施設の復旧への支援

- ① 消防防災施設災害復旧費補助金 3.2億円（令和元年度 18.4億円）
- ② 消防防災設備災害復旧費補助金 0.9億円（令和元年度 4.1億円）

東日本大震災により被害を受けた消防庁舎や消防団拠点施設等の消防防災施設・設備の復旧を支援



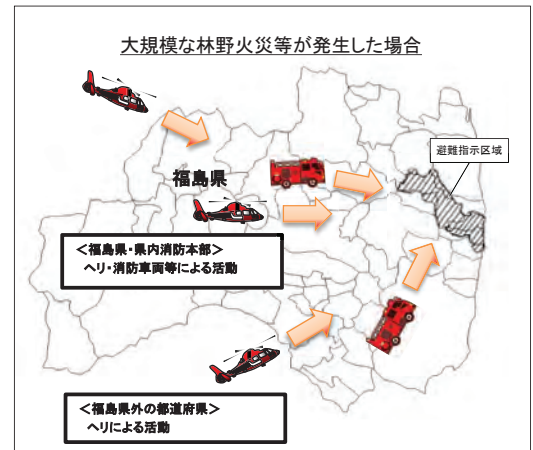
【消防庁舎復旧事業】
大船渡地区消防組合大船渡消防署
三陸分署綾里分遣所

(b) 被災地における消防活動の支援

- ① 原子力災害避難指示区域消防活動費交付金 2.8億円（令和元年度 4.0億円）

避難指示区域における大規模林野火災等の災害に対応するための消防活動等を支援

- ア 避難指示区域の消防活動に伴い必要となる消防車両等の整備等を支援
- イ 福島県内消防本部の消防車両等及び福島県外からのヘリコプターによる消防応援活動に要する経費を支援
- ウ 福島県内外の消防本部等の消防応援に係る訓練の実施に要する経費を支援



【被災地における消防活動の支援】

事務連絡
令和2年1月24日

各都道府県消防・防災主管部局 } 御中
各指定都市消防・防災主管部局 }

消防庁総務課

令和2年度消防庁予算案、令和元年度消防庁補正予算案及び令和2年度の
消防防災に関する地方財政措置の見通しを踏まえた留意事項について

政府の令和2年度当初予算案につきましては令和元年12月20日、令和元年度補正
予算案につきましては令和元年12月13日にそれぞれ閣議決定されたところです。

令和2年度消防庁予算案、令和元年度消防庁補正予算案及び現段階における消防防
災に関する地方財政措置の見通しを踏まえた留意事項について、下記のとおりお知ら
せします。

各都道府県消防・防災主管部局におかれては、貴都道府県内の市町村及び消防本部
に対して速やかに御連絡いただくようお願いいたします。

記

1 大規模災害に備えた緊急消防援助隊の充実強化

南海トラフ地震、大規模な風水害等に的確に対応するため、「緊急消防援助隊の
編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」（以下「基本計画」とい
う。）を平成31年3月に改定し、令和5年度末の登録目標隊数をおおむね6,000隊
からおおむね6,600隊に増隊するとともに、土砂・風水害機動支援部隊やNBC災
害即応部隊を新たに創設しました。

都道府県及び市町村におかれては、以下の事項に留意し、緊急消防援助隊の充実
強化に取り組むようお願いいたします。

(1) 無償使用車両・資機材等の配備

令和2年度消防庁予算案及び令和元年度消防庁補正予算案において、消防組織
法（昭和22年法律第226号）第50条の規定に基づく無償使用制度を活用し、以
下の車両・資機材等を配備することとしていること。

なお、配備に当たっては、車両・資機材等の特性や地域のバランス等を勘案することとしていること。

① 津波・大規模風水害対策車

水陸両用バギー等の救助資機材を搭載し、津波や大規模風水害による浸水地域等において機動的に消防活動を実施する車両

② 中型水陸両用車及び搬送車

スクルーを装着し、高い水上航行性能を有する水陸両用車として、津波や大規模風水害による浸水地域等において効果的に消防活動を実施する車両及びその搬送車

③ 大型水陸両用車及び搬送車

不整地等における高い走行性を有し、多くの人員・資機材等を搬送することができる水陸両用車として、津波や大規模風水害による浸水地域等において効果的に消防活動を実施する車両及びその搬送車

④ 拠点機能形成車

長期の消防活動を支援する資機材を搭載し、大規模災害時に、被災地における部隊の活動を支える拠点機能を形成する車両

⑤ 重機及び搬送車

土砂災害等において救助活動を阻む大量の土砂やがれきを除去する機能を備えた重機及びその搬送車

⑥ 高機能救命ボート

津波や大規模風水害による浸水地域等において、多くの要救助者を一度に救出することや車いすでの移動を必要とする方を車いすごと救助し搬送することが可能な、がれき等にも強い高機能な救命ボート

⑦ 水上オートバイ

流水域や広範囲な浸水地域においても迅速かつ安定して捜索・救助活動を行うための、機動性・操作性に優れた、水上走行可能なオートバイ

⑧ 情報収集活動用ドローン

近接できない災害現場等において、上空からの迅速な状況把握や要救助者の捜索など、情報収集活動を実施するためのドローン

(2) 国庫補助及び地方財政措置の活用による車両・資機材・設備等の整備

緊急消防援助隊設備整備費補助金、緊急防災・減災事業債等を活用し、緊急消防援助隊の車両や資機材の整備に取り組むとともに、救助活動等拠点施設等の受援体制の整備にも積極的に取り組んでいただきたいこと。

なお、シャシ供給メーカーの減少、艀装の複雑化等により、近年、消防車両制作に時間を要していることに加え、事業者側の人材・資機材の効率的な活用や担い手の処遇改善等働き方改革の観点からも、引き続き、消防車両の早期発注及び適切な納期の設定に努めていただきたいこと。

(3) 無償使用車両・資機材等の維持管理

消防組織法第 50 条の規定により地方公共団体が無償で使用しているヘリコプター、車両及び資機材の維持管理に要する経費について、地方交付税措置を講ずることとしていること。

(4) 緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練への参加

訓練の参加に要する経費については、訓練後の検証会の実施などを考慮し、地方交付税措置を拡充することとしていること。

2 消防防災ヘリコプターの安全性の向上と航空消防防災体制の強化

消防防災ヘリコプターは、その高速性や機動性を活用し、地上からは接近困難な場所でも活動を行い、国民の安心と安全を守るために重要な役割を果たしているところです。

一方で平成 21 年以降、4 件の墜落事故が相次いで発生し、26 人の消防職員等が亡くなられる極めて憂慮すべき事態となっています。

消防庁では、令和元年、「消防防災ヘリコプターの運航に関する基準（令和元年消防庁告示第 4 号）」（以下「基準」という。）を制定し、二人操縦士体制をはじめ運航団体に取り組む必要のある項目等を取りまとめ、これまでの助言より高い規範力を持つ消防庁長官の勧告として、全国の運航団体に示しました。

消防防災ヘリコプターを運航する道県及び消防本部におかれては、基準の内容及び以下の事項に留意し、二人操縦士体制の導入等、消防防災ヘリコプターの安全性の向上と航空消防防災体制の強化に確実に取り組むようお願いいたします。

(1) 二人操縦士体制等の導入及び操縦士の養成・確保

基準を踏まえ、二人操縦士体制及びCRM（クルー・リソース・マネジメント）の導入並びに操縦士の養成・確保に計画的に取り組んでいただきたいこと。

運航形態が委託による道県において二人操縦士体制の導入が遅れていること

に伴い、運航委託会社が操縦士を自ら養成し確保するよう、運航委託会社への委託料について、地方交付税措置を拡充することとしていること。

また、基準に基づく運航安全管理者の配置及びシミュレーターを用いた緊急操作訓練の実施に係る経費について、新たに地方交付税措置を講ずることとしていること。

(2) その他安全運航に係る対応

二人操縦士体制以外のハード面等についても、基準の施行に伴い、運航の安全の確保に資するための装備等の整備に係る経費、気象情報サービス使用料及びヘリコプター動態管理システム使用料について、新たに地方交付税措置を講ずることとしていること。

また、燃料単価の変更を踏まえ、消防防災ヘリコプター修繕料について、地方交付税措置を拡充することとしていること。

3 常備消防力の充実強化

都道府県及び市町村におかれては、以下の事項に留意し、常備消防力の充実強化に取り組むようお願いいたします。

(1) 消防防災施設の整備促進

令和2年度消防庁予算案において、耐震性貯水槽、防災用備蓄倉庫等の消防防災施設の整備に要する経費の一部を補助する消防防災施設整備費補助金は、前年度同額を計上していること。

また、消防水利施設の整備に係る同補助金の配分に当たっては、平成31年4月15日に発生したフランスのノートルダム大聖堂の火災や令和元年10月31日に発生した沖縄県那覇市の首里城跡での火災を踏まえ、「国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン」（令和元年12月23日付け元文庁第1381号）に基づくものを整備する場合においては、特別に考慮する予定としていること。

一方、消防水利施設の整備は、緊急防災・減災事業債の対象としているほか、火災防ぎょ計画に位置付けられた大規模火災の危険性が高い木造密集地域において、消防水利重点整備計画（平成29年11月24日付け消防消第272号）に基づき、令和4年度までに実施されるものについては、防災対策事業債の充当率及び交付税措置率について通常より有利な措置を講ずることとしていること。

(2) 消防の広域化及び消防の連携・協力の推進

消防の広域化については、平成30年に改正した市町村の消防の広域化に関する基本指針に基づき、令和6年4月1日を推進期限としているところであるが、引き続き消防の広域化の取組を促進し、ソフト・ハードの両面から総合的に財政

措置を講ずることとしていること。

具体的には、市町村が行う消防の広域化の準備に要する経費、広域化に伴い臨時的に増加する経費のほか、広域消防運営計画等に基づき必要となる消防署所等及び消防用車両等の整備に要する経費について、地方財政措置を講ずることとしていること。

また、都道府県が行う消防広域化重点地域の指定や広域消防運営計画の作成等に関する協議会への参画、調査研究、広報啓発等に必要な経費及び都道府県が広域化対象市町村に対して行う補助金、交付金等の交付に要する経費について、地方交付税措置を講ずることとしていること。

併せて、消防の連携・協力を行う市町村が、当該連携・協力に係る計画に基づき実施する高機能消防指令センターの整備・改修については緊急防災・減災事業債を、消防用車両等の整備については防災対策事業債を活用していただきたいこと。

さらに、令和2年度消防庁予算案において、消防の広域化及び消防の連携・協力のモデル構築事業を実施することとしていること。

(3) 消防本部におけるハラスメント等への対応策

ハラスメント等への対応策については、平成29年7月4日付け消防庁次長通知において、「消防長の意志等の明確化及び消防本部内での周知徹底」、「ハラスメント等への対応策に関する内部規程の策定」、「ハラスメント等通報制度の確立」や「ハラスメント相談窓口の設置」等を要請しており、未実施の消防本部にあっては速やかに着手するとともに、既に実施している消防本部にあっては、より効果的な取組を行う等、消防本部におけるハラスメント等の撲滅に向けた対応に向けて、取組を強化していただきたいこと。

なお、消防職員の服務規律に関し、平成30年度における消防職員の懲戒処分者数等に係る調査結果をとりまとめ、公表したところであり、各地方公共団体におかれては、改めて厳正な服務規律の確保に努め、綱紀の粛正に万全を期するとともに、消防職員の倫理の保持にこれまで以上に努めていただきたいこと。

(4) 消防職員委員会の運用改善

消防職員からの意見を幅広く求めることにより消防職員間の意思疎通を図るとともに、消防事務に職員の意見を反映しやすくすることにより職員の士気を高め、もって消防事務の円滑な運営に資するよう、消防長及び委員長は、「消防職員が意見を提出しやすい環境づくり」、「委員会の公正性の確保」や「委員会の透明性の確保」に努めていただきたいこと。

また、委員長の任期の設定、意見募集期間の確保、委員会開催日等の周知、審議対象外理由の通知、意見取りまとめ者・事務局間における氏名の取扱いについ

て匿名を選択可能とする様式変更等の必要な規程等の見直しを行っていただきたいこと。

(5) 消防職員の確保

消防職員については、地方財政計画上、消防防災行政の状況等を勘案し、1,000人増員することとしており、各市町村の実情等に応じて、消防職員の確保に努めていただきたいこと。

(6) 消防大学校における訓練の充実強化

消防職団員及び地方公共団体における防災・危機管理部局の職員に対する高度な教育訓練を実施するため、教育訓練の充実強化を図ることとしていること。特に、火災進展状況や緊急退避の判断力を養う訓練を充実する観点から、令和元年度消防庁補正予算案において、消防大学校に新型実火災体験型訓練設備1基を新たに整備するとともに、街区ユニットやドローンを活用した訓練等を実施することとしていること。なお、教育訓練を通じ、全国の消防本部等から派遣された職員が活発に交流し、全国的な人的ネットワークの形成に資することも勘案し、引き続き消防大学校への入校について積極的に検討していただきたいこと。

(7) 外国人、障害者等からの119番通報等への対応

119番通報や救急活動時における対応として、三者間同時通話については、令和元年6月現在で437消防本部、多言語音声翻訳アプリ「救急ボイストラ」については、令和元年10月現在で476本部、聴覚・言語機能障害者の円滑な119番緊急通報を可能とするシステム（Net119緊急通報システム）については、令和元年6月現在で168本部の導入にとどまっている。

これらの取組は、日本語の理解が十分でない訪日外国人の方々や音声によるコミュニケーションが難しい聴覚・言語障害の方々、適切な消防サービスを提供するために必須であると考えられるため、導入・運用に係る経費について地方財政措置を講ずることとしており、未導入の本部におかれては、令和2年中に導入するよう、積極的に取り組んでいただきたいこと。

(8) その他主な地方交付税措置

労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）の一部改正等に伴い着用が義務化される、新規格のフルハーネス及び下肢の切創防止用保護衣の救助隊への配備に係る経費について、新たに地方交付税措置を講ずることとしていること。

4 救急体制の確保

救急車の適正利用を促進するため、救急安心センター事業（＃7119）について、

令和2年度消防庁予算案において、アドバイザーの派遣等の実施により、更なる全国展開を推進することとしています。併せて、消防防災施設整備費補助金において、都道府県単位の運用のために整備するものについては、新たに優先配分の対象としているほか、救急安心センターを運営するために必要な経費等について、市町村に地方交付税措置を講ずることとしています。都道府県及び市町村におかれては、アドバイザー制度をはじめとするこれらの措置を積極的に活用することで、#7119の早期の導入に向け、検討を進めていただくようお願いします。

また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、救急隊の感染防止対策を推進する観点から、B型肝炎に加え、新たに麻しん、風しん、水痘、流行性耳下腺炎及び破傷風の血中抗体検査及びワクチン接種に必要な経費についても地方交付税措置を講ずることとしています。消防本部におかれては、当該地方交付税措置を活用し、救急隊員に対する、業務の遂行に必要な血中抗体検査及びワクチン接種に、可及的速やかに取り組んでいただくようお願いします。

なお、救急業務の効率化・スマート化に向け、令和2年度消防庁予算案において、救急活動記録のデジタル化等について検討を行うこととしています。

5 地方公共団体等の災害対応能力の強化

都道府県及び市町村におかれては、以下の事項に留意し、災害対応能力の強化に取り組むようお願いします。

(1) 令和元年台風第15号や第19号を踏まえた避難対策の強化

昨年度は、「平成30年7月豪雨による水害・土砂災害からの避難に関するワーキンググループ」の報告を踏まえ、住民が「自らの命は自らが守る」意識を持って自らの判断で避難行動をとり、行政はそれを支援するという、住民主体の防災意識の高い社会の構築に向けて、各般の対策に取り組んでいただきたいこと、水害・土砂災害からの避難について、住民が取るべき行動や防災情報を5段階の警戒レベルに分け、避難行動を支援する分かりやすい情報提供を行うこと、「避難勧告等に関するガイドライン」（平成31年3月内閣府（防災担当））の改定を踏まえ、各地方公共団体におかれては、避難勧告等の具体的な発令基準の整備等を進めていただきたいこと等をお伝えしたところである。

本年度も、台風第15号や台風第19号等の災害が発生したことを受け、「令和元年台風第15号・第19号をはじめとした一連の災害に係る検証チーム」や中央防災会議防災対策実行会議の下に設置された「令和元年台風第19号等による災害からの避難に関するワーキンググループ」において、避難対策の強化等について検討対象とされているため、今後の議論に御留意いただきたいこと。

避難対策の強化のためには、それぞれの地方公共団体の災害対応能力の強化が重要であることを踏まえ、新たに令和2年度消防庁予算案において、特に小規模

な団体の災害対応能力強化のため、全庁的な災害対応に係る実践的な訓練を実施し、その結果を幅広く横展開するための手引等を作成することとしていること。

また、令和2年度消防庁予算案において、大規模災害時に国及び地方において最新の情報を円滑に共有できる体制を構築するため、新たに防災情報システムのあり方に関する基礎的な調査・検討を実施することとしていること。

(2) 南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応の推進

南海トラフ沿いでM8クラスの地震が発生した場合等においては、被災地域以外でも、後発地震に備えた防災対応を実施することになるが、当該防災対応の令和2年度のしかるべき時期からの本格運用に向け、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」を踏まえた防災対応の検討及びこれを反映した地域防災計画の修正を進めていただきたいこと。なお、地域防災計画の見直しに要する経費について、特別交付税措置を講ずることとしていること。

(3) 火山噴火時における適切な避難の確保

各火山地域における実情を踏まえ、消防防災施設整備費補助金や緊急防災・減災事業債を活用し、積極的に常時観測火山における活動火山対策避難施設の整備に取り組んでいただきたいこと。

特に、退避壕・退避舎については、新設だけでなく、既存施設の屋根の補強等、機能強化に係る改修事業も対象としていること。また、山小屋等の民間施設を活用した避難施設の整備について、地方公共団体が補助する場合に係る経費を消防防災施設整備費補助金の補助対象としているので、積極的に活用していただきたいこと。

また、令和2年度消防庁予算案において、新たに火山噴火に係る住民等避難の対応への支援等を行うこととしていること。

(4) 研修事業について

令和2年度消防庁予算案においては、市町村長が災害時に的確に判断し迅速な指示が出せるよう市町村長本人を対象とした個別面談方式で実践的なシミュレーションを行う「市町村長の災害対応力強化のための研修」、災害時に市町村長の災害マネジメントを支援する「災害マネジメント総括支援員」等への研修、大規模災害に備えた市町村の業務継続性の確保や受援体制の構築のための研修、消防大学校における研修等についても引き続き実施することとしているので、積極的な参加を検討していただきたいこと。

(5) 消防防災行政に係る通信手段の確保

商用通信網が使えなくなった場合においても、自治体庁舎等における通信手段

を確保するため、防災基本計画において有線・無線系、地上系、衛星系等による伝送路の多ルート化等の推進、特に衛星系ネットワークの整備を図ることとされている。そのため、緊急防災・減災事業債等を活用し、地域衛星通信ネットワークをはじめとする非常用通信手段を整備していただきたいこと。

なお、消防本部における災害時の非常用連絡手段の確保や映像の送受信に不可欠な地域衛星通信ネットワークシステムの運営に要する経費について、新たに特別交付税措置を講ずることとしていること。

また、消防救急デジタル無線の運用に要する経費等について、地方交付税措置を講ずることとしていること。

(6) その他主な地方交付税措置

非常用物資の購入、広域的な防災体制の充実、避難行動要支援者名簿の作成・活用に必要な経費等についても、地方交付税措置を講ずることとしているので、必要な取組を進めていただきたいこと。

6 公共施設等の耐震化、浸水対策、非常用電源の整備等

平成 30 年北海道胆振東部地震、令和元年台風第 15 号や第 19 号等により、公共施設等の耐震化や浸水対策、非常用電源整備の重要性が改めて認識されたところです。

災害等に強い安心・安全なまちづくりを一層推進するため、公共施設等の耐震化に要する経費、耐震化を目的とする消防署所等の全部改築に要する経費並びに非常用電源の整備、浸水・地震対策及び機能強化（非常用電源の出力の向上、稼働時間延長のための燃料タンクの増設等）に要する経費について緊急防災・減災事業債の対象としています。

また、公共施設等の浸水対策を推進するため、指定避難所や災害対策の拠点施設等における浸水対策（電源設備等の嵩上げ・上層階への移設、機械施設等への止水板・防水扉の設置等）及び洪水浸水想定区域等からの消防署所（消防本部庁舎を除く。）の移転に要する経費について、新たに緊急防災・減災事業債の対象としています。

なお、昭和 56 年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建替えについては、公共施設等適正管理推進事業債（市町村役場機能緊急保全事業）の対象としています。

都道府県及び市町村におかれては、これらの事業債の対象期間である令和 2 年度までに、庁舎や避難所等防災拠点となる公共施設等の耐震改修、浸水対策、非常用電源の整備等に積極的に取り組むようお願いいたします。

また、平成 28 年度までに策定することとされていた消防分野の公共施設等総合管理計画について、至急策定するとともに、令和 2 年度までに策定することとされ

ている個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）についても、早期に策定するようお願いします。

7 地域防災力の中核となる消防団及び自主防災組織等の充実強化

消防団については、通常の火災に加え、地震、台風、豪雨、火山噴火等の各地で頻発する災害や今後想定される南海トラフ地震等に備え、消防団員の確保、災害対応能力の更なる向上が喫緊の課題となっています。

都道府県及び市町村におかれては、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」（平成25年法律第110号。以下「地域防災力充実強化法」という。）及び「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に向けた重点取組事項について」（令和元年12月13日付け消防地第228号消防庁長官通知）を踏まえ、以下の事項に留意し、地域防災力の充実強化に積極的に取り組むようお願いします。

（1）消防団の計画的な充実強化

将来の地域の人口等の見通しや災害発生のおそれ等を踏まえ、地域防災力の充実強化を計画的に図っていくことが重要である。このため、地域防災体制の中核を担う消防団について、消防団員の数や装備の改善等、消防団の体制についての定量的な目標を設定し、計画的に充実強化を図っていただきたいこと。

新たに、令和2年度消防庁予算案において、消防団員数など定量的な数値目標を含む消防団の中期的な計画の策定を支援するためのモデル事業を実施することとしていることから、積極的に活用していただきたいこと。

（2）消防団員の確保

消防団の中核としてあらゆる災害に対応できる基本団員の確保に計画的に取り組むとともに、「大規模災害団員」等の機能別団員・機能別分団制度の導入を積極的に図っていただきたいこと。その際、以下に示す令和2年度消防庁予算案の事業等を積極的に活用していただきたいこと。

① 企業・大学等との連携による女性・若者等の消防団加入促進支援事業について

消防団への加入促進については、令和2年度消防庁予算案において、「企業・大学等との連携による女性・若者等の消防団加入促進支援事業」を実施し、新たに、地方公共団体間で連携して企業に対して行う、被用者の入団促進に向けた取組を支援することとしていること。なお、他の地域の参考となるような取組を委託調査事業として採択・実施することとしていることから、積極的に企画・提案していただきたいこと。

② 女性消防団員の加入及び活躍の促進について

女性消防団員の加入及び活躍の促進については、既述の「企業・大学等との連携による女性・若者等の消防団加入促進支援事業」のほか、令和2年度消防庁予算案において、女性消防団員等の活躍を進める気運を醸成するためのシンポジウムや女性消防団員活性化大会の開催等を行うこととしていること。

(3) 消防団員の処遇の改善

地域防災力充実強化法第13条において、国及び地方公共団体は、活動の実態に応じた適切な報酬の支給がなされるよう必要な措置を講ずるものとされている。現在、多くの市町村において、地方交付税単価（年額報酬36,500円、1回当たりの出動手当7,000円）よりも実際の単価が低い状況であることから、年額報酬や出動手当を引き上げていただきたいこと。特に、年額報酬が1万円未満の市町村におかれては、原則として、令和4年3月末日までにその状況を解消するための引上げを行っていただきたいこと。

また、消防団員の報酬にかかる特別交付税措置について、消防団員の実員数が標準団員数の2倍以上である市町村及び前年度に比して実員数が増加した市町村にあっては、普通交付税により措置された額を超える額の2分の1の額を措置することとしているため、消防団員の加入促進のために活用していただきたいこと。

(4) 消防団の装備及び教育訓練の充実

消防団の装備については、平成26年2月に改正した「消防団の装備の基準」（昭和63年消防庁告示第3号）に基づき集中的・計画的に配備されるよう、予算措置を講ずるとともに、配備された装備の適切な保管及び定期的な点検に引き続き取り組んでいただきたいこと。

特に、昨年度創設した消防団設備整備費補助金について、消防団の活動状況等を踏まえ、ボート、発電機、投光器、排水ポンプ、切創防止用保護衣等を補助対象に追加し、今年度事業から適用するとともに、令和2年度消防庁予算案においても所要額を計上している。市町村におかれては、当該補助金を一層積極的に活用し、資機材の充実を図っていただきたいこと。なお、当該補助金の地方負担について特別交付税措置を講ずることとしていること。

また、令和2年度消防庁予算案においては、救助用資機材等を搭載した消防ポンプ自動車に加え、新たに、ボート、発電機、投光器、排水ポンプ等を市町村に無償で貸し付けることとしていること。

消防団の教育訓練の充実については、令和2年度消防庁予算案において、新たに、消防団員に対する救助用資機材等の安全で円滑な利用のための技術講習を、消防学校で実施することとしている。また、消防大学校において消防団長等に対する教育訓練を引き続き行うこととしている。これらについて、積極的に活用し

ていただきたいこと。

併せて、令和元年度消防庁予算等により消防学校に無償で貸し付けた情報収集活動用資機材（オフロードバイク、ドローン）及び消火訓練用小型動力ポンプについて、積極的に活用して訓練のより一層の充実を図っていただきたいこと。

また、消防庁のホームページ上のコンテンツである「防災・危機管理 e-カレッジ」において、消防団員のための強風下における消防活動要領等の教育用教材を掲載しているところであり、活用に努めていただきたいこと。

（5）消防団と自主防災組織等の連携等

消防団と自主防災組織、防災士等との連携を強化するとともに、消防団員が自主防災組織等の教育訓練において指導的な役割を担うよう、必要な措置を講じていただきたいこと。

特に、令和2年度消防庁予算案において、新たに「消防団・自主防災組織等連携促進支援事業」を実施することとしている。当事業は、地区防災計画を策定した地区において定めるべき具体的事業計画（地域防災力充実強化法第7条第2項に規定する「具体的な事業に関する計画」をいう。）に基づく事業等、消防団が自主防災組織その他の地域における多様な主体と連携して行う事業を支援することとしていることから、都道府県及び市町村におかれては、積極的に企画・提案していただきたいこと。

（6）消防団等の活動拠点施設の整備

緊急防災・減災事業債を活用し、消防団詰所の機能強化に努めていただきたいこと。

また、緊急防災・減災事業債や消防防災施設整備費補助金を活用し、地域防災拠点施設の整備に努めていただきたいこと。

（7）広報啓発活動等の充実

消防団に対する地域住民の理解を深めるとともに、消防団への加入促進を図るため、令和2年度消防庁予算案において実施を予定している「地域防災力充実強化大会」や既述のシンポジウムの開催等の活用をはじめ、年間を通じ、様々な機会を捉えて、消防団に係る広報・PR活動等に積極的に取り組んでいただきたいこと。

（8）準中型自動車免許の取得等に係る課題への対応

準中型自動車免許の創設に係る改正道路交通法の施行を踏まえ、消防団で車両総重量3.5トン以上の消防自動車を所有している場合、消防団員が準中型自動車免許を取得する経費を積極的に助成すること等により、これらの自動車の運転者

を確保していただきたいこと。

なお、平成30年度から、平成29年3月12日以降に消防団員が準中型自動車免許を取得する経費に対して市町村が助成を行った場合の助成額について、特別交付税措置を講じていること。

また、必要とされる消防力等、地域の実情を十分に勘案した上で、自動車の更新機会等にあわせて、普通自動車免許で運転可能な消防自動車を活用することについて検討するなど、消防団車両の運行に支障が生じないように努めていただきたいこと。

(9) 自主防災組織等の充実強化

自主防災組織、女性（婦人）防火クラブ、少年消防クラブ等による住民の防災活動の活性化に要する経費について、地方交付税措置を講ずることとしていること。

自主防災組織については、リーダー育成の取組を進めることなどにより、自主防災組織のレベルアップを図っていただきたいこと。なお、自主防災組織のリーダー育成に向けた標準的な研修用教材等を、令和元年度末を目途として策定することとしていることから、これらの教材等を積極的に活用していただきたいこと。

また、令和2年度消防庁予算案において、新たに、都道府県単位等の自主防災組織に係る連絡協議会の設立を支援するとともに、自主防災組織のリーダー育成のための研修会等を実施することとしている。併せて、既述の「消防団・自主防災組織等連携促進支援事業」において、自主防災組織が他の地域の防災組織等と連携して行う地域防災力の向上に向けた取組を支援することとしている。都道府県及び市町村におかれては、これらの事業を積極的に活用していただきたいこと。

少年消防クラブについては、消防職員、消防団員等による積極的な協力等を通じて育成を図っていただきたいこと。また、既述の「消防団・自主防災組織等連携促進支援事業」を積極的に活用することなどにより、同クラブの設立、育成を進めていただきたいこと。

8 消防防災分野における女性の活躍促進

消防の分野においても女性が増加し、活躍することによる、住民サービスの向上や消防組織の強化が期待されています。

消防本部における女性消防吏員の更なる活躍推進については、女性消防吏員比率の全国の目標水準（令和8年度当初までに5%）の達成に向けた消防本部ごとの数値目標の設定による計画的な増員のほか、適材適所を原則とした女性消防吏員の職域の拡大、ライフステージに応じた配慮、女性専用施設（浴室、仮眠室等）の計画的な整備等、ソフト・ハード両面での環境整備に積極的に取り組むようお願いいたします。

令和2年度消防庁予算案において、女子学生を対象とした職業説明会、アドバイザーの派遣、消防大学の教育訓練や消防学校への講義支援の充実、先進的な取組を全国展開するためのモデル事業等を引き続き実施するほか、新たな広報媒体の活用を含む女性消防吏員PR広報や消防本部の幹部向け説明会についても新たに実施するなど、女性消防吏員の活躍を支援する取組を推進することとしています。

加えて、消防署所等における職場環境の整備が図られるよう、女性専用施設（浴室、仮眠室等）の整備に要する経費について、特別交付税措置を講ずることとしています。

女性消防団員については、「7 地域防災力の中核となる消防団及び自主防災組織の充実強化」の「(2) ②女性消防団員の加入及び活躍の促進について」のとおり、加入及び活躍を推進することとしています。

9 防災情報の伝達体制の強化

災害発生時においては、住民に対して迅速かつ確実に防災情報を伝達することが極めて重要であることから、以下の事項を踏まえ、災害情報伝達手段の多重化・多様化等に積極的に取り組むようお願いします。

(1) 防災行政無線の戸別受信機の導入促進

令和元年台風第19号などの風水害において、屋外スピーカーのみでは、住民に対し十分に情報を伝達することができない場合があったこと等を踏まえ、新たに令和元年度消防庁補正予算案において、戸別受信機の現在の配備数が少ない市町村を対象に無償貸付による配備の支援を行うとともに、戸別受信機が未配備の市町村を個別に訪問し、配備等に関する助言や10台程度の戸別受信機によるモニター利用を実施するなど、その導入を促進することとしていること。

このほか、戸別受信機等の貸与による配備について、地方財政措置を講ずることとしていること。

また、一度の入力で複数の情報伝達手段から一斉送信できる仕組みの導入に伴うシステム改修等経費について、新たに特別交付税措置を講ずることとしていること。

各都道府県及び市町村におかれては、上記の事項を踏まえ、防災行政無線の戸別受信機の導入を積極的に進めていただきたいこと。

(2) 全国瞬時警報システム（Jアラート）の充実強化

Jアラートについては、緊急防災・減災事業債等を活用し、瞬時に住民へ必要な情報が伝達できるよう、防災行政無線（同報系）をはじめとした多様な情報伝達手段との連携・整備に積極的に取り組んでいただきたいこと。

Jアラートの受信機等関連機器の保守及び点検に要する経費について、地方交

付税措置を講ずることとしていること。特に、市町村におかれては、Jアラートの動作に際し、依然として、不具合事例が見受けられるため、機器の整備や動作ルールの設定の点検、定期的な訓練の実施等日頃から不具合の発生を未然に防ぐための対策を行っていただきたいこと。

また、令和2年度消防庁予算案及び令和元年度消防庁補正予算案において、地方公共団体等のニーズを踏まえ、噴火速報に関する情報伝達の充実、女性音声放送機能（国民保護情報に限る。）の追加及びJアラート自動起動装置の監視強化を内容とするJアラートの機能強化を行うこととしていること。

なお、上記の機能強化を反映させたJアラート自動起動装置の仕様の改訂は令和2年度に行う予定であり、令和3年度以降、必要に応じて、市町村においてJアラート自動起動装置の改修を行っていただきたいこと。

10 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた安全安心対策の推進

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、テロ災害等への対処能力の向上を図るため、関係消防本部等と連携し、警防・予防体制を確立することとしています。このための訓練経費、テロ災害対応資機材購入費、応援隊の旅費・輸送費等に要する経費を令和2年度消防庁予算案に計上しているため、関係消防本部等におかれては、必要な予算を計上するなど、万全な体制を確立するようお願いいたします。

また、競技会場等を想定した国民保護共同訓練の実施、避難実施要領のパターンの作成等、国民保護体制の整備・強化に取り組むようお願いいたします。

11 緊急防災・減災事業債の活用について

緊急防災・減災事業債（充当率100%、元利償還金の普通交付税の基準財政需要額への算入率70%、原則として地方単独事業が対象）については、令和2年度地方財政計画においても5,000億円（前年度同額）を計上することとされています。

都道府県及び市町村におかれては、当該事業債の事業年度が令和2年度までであることを踏まえ、最大限に活用するようお願いいたします。

なお、令和2年度までに建設工事に着手した事業については、令和3年度以降も現行と同様の地方財政措置を講ずることとしています。

戸別受信機の導入促進事業（令和元年度補正予算事業）

（令和元年度補正：4億2千万円）

①無償貸付(3.0億円)

- ・戸別受信機の配備計画を策定する市町村に対して、無償貸付により配備を支援。
- ・現在の配備数が少ない市町村を中心に選定し(50市町村程度)、**1万台程度を無償貸付**。
- ・本事業に取り組む市町村には、単独事業(特交措置※)により無償貸付と同程度の配備(5千~1万台)を求める。



市町村が策定した配備計画を参考に、配備先に関するガイドラインを作成・周知することを通じて、全国の市町村の更なる配備を促進

②個別訪問・モニター事業(1.2億円)

- ・戸別受信機が未配備の市町村を個別に訪問し、実機を用いたデモンストレーションを行うとともに、**10戸程度の実証配備によるモニター利用を実施**。
- ・訪問対象：防災行政無線は整備しているが、戸別受信機を未配備の約100市町村



未配備の市町村に、戸別受信機の有効性への認識を深めていただくとともに、作業工程等、今後の配備に向けた取組みを支援



災害情報伝達手段の多重化・多様化に係る地方財政措置

防災行政無線の地方財政措置

整備するもの	該当する地方財政措置	
	親局等を整備する場合 (一体で戸別受信機等を整備する場合も含む)	戸別受信機等を 貸与により単独で配備する場合
市町村防災行政無線(同報系)	緊急防災・減災事業債 (下記1参照)	特別交付税措置 (下記2参照)
市町村防災行政無線(同報系)の代替として整備する以下のシステム ・FM放送(自動起動ラジオ) ・MCA陸上移動通信システム(屋内受信機) ・市町村デジタル移動通信システム(屋内受信機) ・280MHz帯電気通信業務用ページャー(屋内受信機) ・V-Lowマルチメディア放送(屋内受信機)	緊急防災・減災事業債 (下記1参照)	特別交付税措置 (下記2参照)

携帯電話網等を活用した情報伝達手段の地方財政措置

携帯電話網等を活用した情報伝達手段	該当する地方財政措置		
	庁舎側のサーバー等を 新規整備する場合 (一体で個別端末を整備する場合 も含む)	庁舎側設備のソフト改修 を行う場合	個別端末を貸与により単 独で配備する場合
	緊急防災・減災事業債 (下記1参照)	特別交付税措置 (下記2参照)	特別交付税措置 (下記2参照)

1 緊急防災・減災事業債

- ・地方債の充当率：100%
- ・交付税措置：元利償還金について、その70%を基準財政需要額に算入
- ・事業年度：令和2年度まで

2 特別交付税措置

- ・措置率：70%
- ・戸別受信機等・個別端末の配備は貸与する場合に限る(譲渡は対象外)。
- ・有償貸与による配備の場合、住民負担分を除いた市町村の負担経費が特別交付税措置の対象となる。
- ・災害情報伝達手段への一斉送信機能の導入に伴うシステム改修等経費について特別交付税措置の対象とする。(親局等と一体で整備する場合は緊急防災・減災事業債の対象となる。)

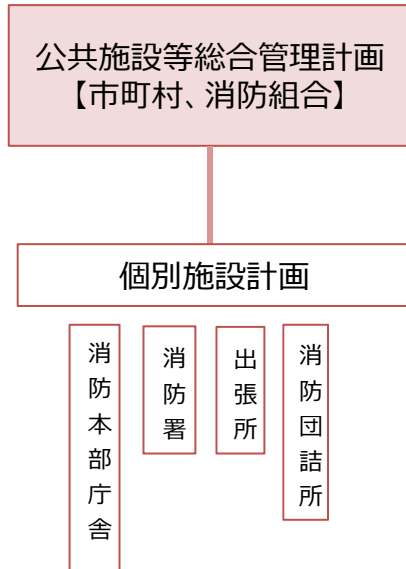
消防分野における公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の策定について

近年の様々な災害に鑑み、インフラの戦略的な維持管理・更新等の取組を進め、消防力の維持・向上を図るとともに住民の安全・安心を確保することが必要不可欠であることから、消防庁は、消防分野における公共施設等総合管理計画と、個別施設計画の策定を要請しており、消防本部における早急な取組が必要。

インフラ長寿命化基本計画【国】

地方公共団体は、行動計画を策定するとともに、行動計画に基づき、個別施設毎の具体的な対応方針を定める計画として、個別施設計画を定めることとされる。（平成25年11月29日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）

消防分野に関して…



- インフラの管理者はあらゆるインフラを対象に、**平成28年度末までに**、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中長期的取組の方向性を明らかにする**公共施設等総合管理計画**を策定することとされている。

※「公共施設等総合管理計画」=インフラ長寿命化計画における「行動計画」

- ・単独消防
→ 市町村の公共施設等総合管理計画に消防部門を記載
- ・消防組合（消防の事務を処理する一部事務組合及び広域連合）
→ 消防組合で公共施設等総合管理計画を作成
又は 構成市町村の公共施設等総合管理計画に消防部門を記載

- しかしながら、消防組合のうち、**策定済み又は令和元年度末までに策定予定である団体は、全体の約9割となり、未策定の団体がある。**

→ 消防組合の取組は極めて遅れている状況。

※ 市区町村は平成31年4月1日時点で1,718団体(1,721団体中)策定済み

- 総合管理計画を策定後、**令和2年度までのできるだけ早い時期に個別施設計画**を策定する必要がある。

消防の広域化 —2018年度以降の取組—

延長期間の考え方

- 消防力の維持・強化には、**広域化が最も有効**な手段
- 広域化の推進期限を**延長**し、**令和6(2024)年4月1日**とする（連携・協力も同様）

(考え方)

「地域で消防体制のあり方について話し合う**1年間**（平成30(2018)年度）」

+

「実践期間としての**5年間**（令和元(2019)年度～令和5(2023)年度）」

【第Ⅰ期 約7年間】
・周知 9か月
・計画策定 1年
・実践 5年

【第Ⅱ期 約5年間】
・実践 5年

推進計画の再策定状況

区分	都道府県数
再策定済み	16
令和元年度中に再策定予定	10
令和2年度中に再策定予定	13
再策定時期未定・予定なし	8
合計	47

- ※ 令和2年1月9、10日都道府県聞き取り
- ※ 新規策定は再策定に含めて計上

○推進計画には下記の事項等を定める。

- ・広域化対象市町村の組合せ
小規模消防本部（管轄人口10万未満の小規模な消防本部）及び消防吏員数100人以下の消防本部は、可能な限り指定する方向で検討
- ・連携・協力対象市町村の組合せ

○消防広域化重点地域の指定

- 次の地域は可能な限り指定することが望ましい
- ・特定小規模消防本部（消防吏員数50人以下の消防本部）
- ・非常備市町村
- ・広域化を希望しているが、広域化の組合せが決まっていない消防本部

消防の広域化及び消防の連携・協力モデル構築事業

1. 事業の目的・概要

- 広域化、連携・協力の先進事例を様々な類型で示し、消防力を充実・強化策を提示する。
- 実施する事業の費用は消防庁が負担。（令和2年度当初予算案：15百万円）

スケジュール（予定）

- 1月下旬 募集開始
- 3月上旬 募集締切
- 4月上旬 採択
- 4月以降 事業実施

都道府県
消防本部

③評価 ⑤助言等

有識者（広域化推進アドバイザー等）

消防庁

⑦横展開

全国の都道府県・消防本部

2. 効果

○モデル事業に採択された都道府県・消防本部

- 新たな発想を生み出す場の提供
- 新たな挑戦的試みを後押し（経費面など）

○全国の都道府県・消防本部

- 先進事例をヒントに、具体的な検討が可能に

○消防庁

- 具体的ノウハウの蓄積

3. 事例（令和元年度）

No.	団体名	圏域人口	圏域面積	概要	予定額
1	山梨県	82万人	4,465km ²	【連携・協力】山間部地域での指令の共同運用 ○ 指令の共同運用を行う場合の効果、課題等（人的、財政的）の調査等 ⇒ 地理的特性等を踏まえ、県内を1～3区域に分割し検討 ⇒ 山間部地域での指令の共同運用のモデル	3.0百万円
2	【大阪府】 河内長野市 富田林市 柏原羽曳野 藤井寺（一組）	50万人	287km ²	【広域化】指令台の更新時期、契約事業者の違いがある場合の広域化 ○ 適切な更新時期、接続方法等の調査等 ⇒ 指令台の更新時期、契約事業者の違いがある場合の広域化のモデル 【2024(令和6).4を目処に広域化を検討】	4.0百万円
3	広島県	286万人	8,479km ²	【広域化】簡便的なツールを用いた広域化の検討 ○ 県下統一的な手法での広域化のメリットの見える化等 ⇒ 西日本豪雨を経験しての気運向上を踏まえ、1～5ブロックによる消防体制・人件費等の検討 ⇒ 他地域に横展開を見据え、簡便的なツールを用いた広域化のモデル	4.0百万円
4	沖縄県	145万人	2,281km ²	【広域化、連携・協力】島嶼、離島地域での広域化、指令の共同運用及びはしご車の共同運用 ○ 広域化及び連携・協力の課題、運用効果の調査等 26 島嶼、離島地域のように多数の小規模消防本部が存する地域の広域化、連携・協力のモデルとする	3.3百万円

消防広域化推進アドバイザー制度

消防の広域化を積極的に支援するため、都道府県、市町村、消防本部等からの随時の依頼に基づき、消防広域化推進アドバイザーを派遣する制度

○ 消防広域化推進アドバイザー一覧

(令和元年5月現在)

	所属先等	広域化事例等
1	とちぎ広域消防局	一部事務組合の設立(消防一組) 6本部(1単独、5組合)の19市町村 ※管轄面積は岐阜県とほぼ同一
2	埼玉西部消防局	一部事務組合の設立(消防一組) 4消防本部(単独3、組合1)の5市
3	埼玉東部消防組合消防局	一部事務組合の設立(消防一組) 5消防本部(単独4、組合1)の4市2町
4	草加八潮消防局	一部事務組合の設立(消防一組) 2消防本部(単独2)の2市
5	小田原市消防本部	事務委託 1消防本部(組合)の1市6町が小田原市に事務委託
6	砺波地域消防組合消防本部	一部事務組合の設立(消防一組) 2消防本部(単独、組合)の3市
7	静岡市消防局	事務委託 3消防本部(単独2、組合1)の2市2町が静岡市へ事務委託 ※管轄消防本部が複数ある市(牧之原市)の解消
8	東近江行政組合消防本部	一部事務組合への加入(複合一組) 2消防本部(組合2)のうち、一方の組合に他方の組合の1市*1町が加入 ※管轄消防本部が複数ある市(東近江市)の解消
9	北はりま消防本部	一部事務組合の設立(消防一組) 3消防本部(単独2、組合1)の3市1町
10	奈良県広域消防組合消防本部	一部事務組合の設立(消防一組) 11消防本部(単独4、組合7)と1非常備村の37市町村 ※非常備村の解消
11	宇部・山陽小野田消防局	一部事務組合の設立(消防一組) 2消防本部(単独2)の2市
12	熊本市消防局	事務委託 2消防本部(単独1、組合1)の2町村が熊本市へ事務委託

現地における活動は、検討会等における講義・講演のほか、広域化推進の具体的方策、課題等についてアドバイスします。 ※派遣に係る経費は消防庁が負担します。

市町村の消防の広域化及び連携・協力に対する財政措置(令和2年度(案))

市町村分(広域化)

1 消防広域化準備経費【特別交付税】

消防の広域化の準備に要する広域消防運営計画策定経費、広域化協議会負担金、協議会委員報酬、広報誌作成費及び住民意向調査費等の経費について特別交付税措置を講じる。

2 消防広域化臨時経費【特別交付税】

消防の広域化に伴い臨時的に必要となる次の経費について特別交付税措置を講じる。

- ① 消防本部・施設の統合、署所の再配置に伴う通信等施設・設備に要する経費
- ② 本部の名称・場所の変更等に伴い必要となる経費
- ③ 業務の統一に必要となるシステム変更、統一規程の整備等に要する経費
- ④ その他広域化整備に要する経費

3 消防署所等の整備【(1)・(2) 緊急防災・減災事業債】

- (1) 広域消防運営計画等に基づき、必要となる消防署所等の増改築(一体的に整備される自主防災組織等のための訓練・研修施設を含む。また、再配置が必要と位置づけられた消防署所等の新築を含む。)※
- (2) 統合される消防本部を消防署所等として有効活用するために必要となる改築※

(3) (1)、(2)以外の整備【一般単独事業債：充当率90%(通常75%)】

4 高機能消防指令センターの整備【緊急防災・減災事業債】

広域消防運営計画等に基づき整備する高機能消防指令センター(指令装置等)※

5 消防用車両等の整備【緊急防災・減災事業債】

広域消防運営計画等に基づく消防本部の統合による効率化等により、機能強化を図る消防用車両等の整備※

6 国庫補助金の優先配分【施設整備費補助金、緊援隊補助金】

消防の広域化に伴う消防防災施設等の整備については、消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付の決定に当たって、特別の配慮を行う。

【※消防広域化重点地域に指定された市町村に限る。】

緊急防災・減災事業債

○ 対象事業

地域の防災力を強化するための施設の整備、災害に強いまちづくりのための事業などの地方単独事業等を対象

○ 財政措置

- ・ 地方債充当率 100%
- ・ 交付税算入率 70%

○ 事業年度

平成29年度から令和2(2020)年度

市町村分(連携・協力)

1 高機能消防指令センターの整備【緊急防災・減災事業債】

連携・協力実施計画に基づき、必要となる高機能消防指令センター

2 消防車両等の整備【防災対策事業債：充当率90%/算入率50%】

連携・協力実施計画に基づき、必要となる消防車両等

3 国庫補助金の優先配分【施設整備費補助金、緊援隊補助金】

消防の連携・協に伴う消防防災施設等の整備については、消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付の決定に当たって、特別の配慮を行う。

都道府県分(広域化)

1 消防広域化推進経費【普通交付税】

消防広域化重点地域の指定や協議会への参画、調査研究、広報啓発等、都道府県がその役割を果たすための事業等を実施する体制の整備に必要な経費について普通交付税措置を講じる。

2 広域化対象市町村に対する支援に要する経費【特別交付税】 27

広域化対象市町村に対する補助金、交付金等の経費について特別交付税措置を講じる。

外国人・障害者に円滑に対応するための取組の概要

外国人・障害者からの119番通報や救急現場等において、円滑に対応できるよう、消防本部における「三者間同時通訳」「Net119緊急通報システム」「多言語音声翻訳アプリ」の導入を推進



通報受信時



救急活動時

	概要	現状／2020年までの目標
三者間同時通訳	外国人からの119番通報時等に、主要な言語について24時間、365日迅速・的確に対応できるよう、電話通訳センターと契約	<ul style="list-style-type: none"> ● 437本部で導入(60.2%)R1.6時点 ● 全消防本部での導入が目標
Net119緊急通報システム	会話に不自由な聴覚・言語機能障害者がスマートフォン等で119番通報を行えるシステム 受付端末を指令センター等に設置	<ul style="list-style-type: none"> ● 168本部で導入(23.1%)R1.6時点 ● 全消防本部での導入が目標
多言語音声翻訳アプリ	搬送中の外国人傷病者からの情報収集等のため、救急車に搭載したタブレット端末等に多言語翻訳アプリを導入	<ul style="list-style-type: none"> ● 476本部で導入(65.6%)R1.10時点 ● 全消防本部での導入が目標

※3施策全てについて、導入等に係る普通交付税措置あり。

三施策の導入状況等の公表

現状では全ての消防本部で「三者間同時通訳」、「Net119緊急通報システム」及び「多言語音声翻訳アプリ」が導入されているわけではないため、導入の参考となるよう各消防本部における導入状況及び導入予定時期を消防庁ホームページに掲載しています。

なお、Net119緊急通報システムについては、利用できない地域が多くあることを踏まえ、その利用者となる聴覚・言語機能障害者の方々と同システムの導入済地域と未導入地域を把握できるように活用することも見据えています。

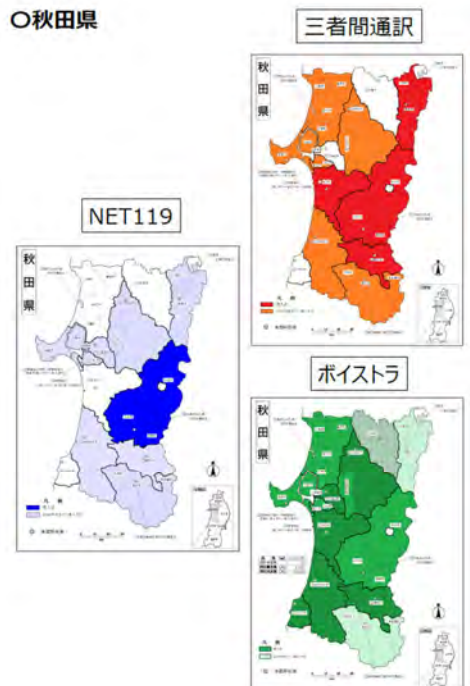
<導入状況及び導入予定時期の公表ページ>

https://www.fdma.go.jp/mission/enrichment/gaikokujin_syougaisya_torikumi/torikumi.html

全国における三施策の導入状況（地図）



○秋田県



電話通訳センターを介した三者間同時通訳による119番多言語対応の導入

外国人からの119番通報時及び外国人のいる救急現場での活動時等において、電話通訳センターを介して、主要な言語において、24時間365日、迅速かつ的確に対応する

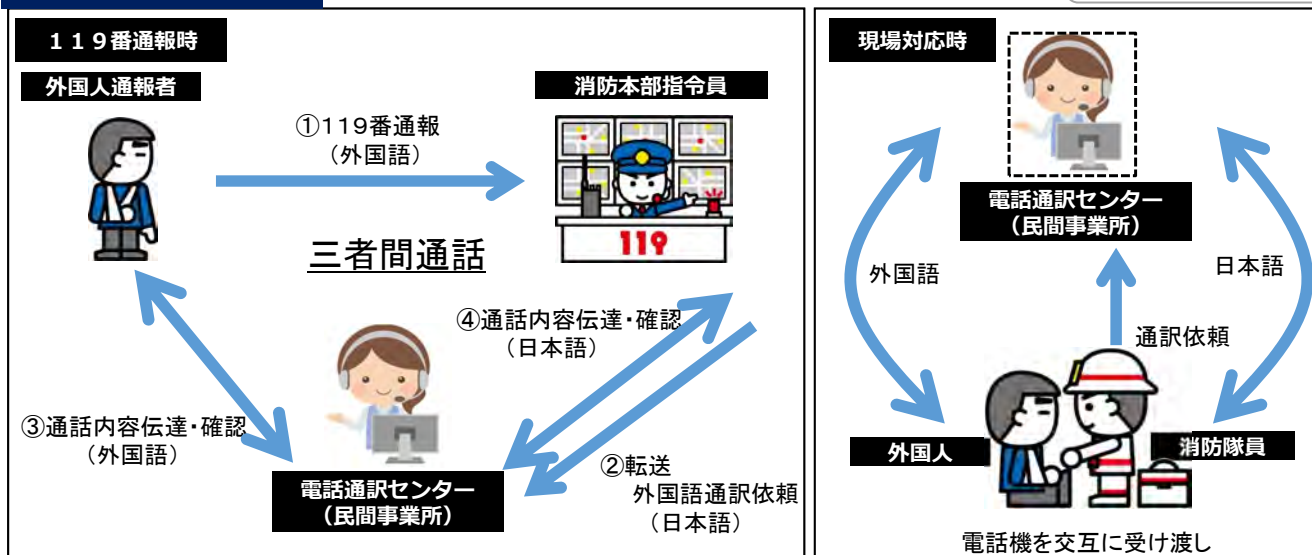
導入の促進

- 都道府県単位で、複数の消防本部が共同で導入する方法や既に都道府県等が契約している電話通訳センターを利用することを推奨
- 平成29年度から、導入に関する経費について普通交付税の単位費用に算入（常備消防費 426千円(令和元年度)）

平成28年12月	平成29年12月	平成30年12月	令和元年6月
125本部導入 (733本部中)	185本部導入 (732本部中)	298本部導入 (728本部中)	437本部導入 (726本部中)
導入率約17%	導入率約25%	導入率約41%	導入率約60%

2020年までに100%導入を目指す

三者間同時通訳の流れ



電話通訳センターを介した三者間同時通訳の導入状況

都道府県	令和元年6月			2020年度までに導入予定	
	消防本部数	導入本部数	導入率	導入本部数	導入率
北海道	58	13	22.4%	31	53.4%
青森県	11	8	72.7%	10	90.9%
岩手県	12	10	83.3%	12	100.0%
宮城県	11	5	45.5%	10	90.9%
秋田県	13	4	30.8%	10	76.9%
山形県	12	4	33.3%	8	66.7%
福島県	12	10	83.3%	12	100.0%
茨城県	24	23	95.8%	24	100.0%
栃木県	12	8	66.7%	11	91.7%
群馬県	11	10	90.9%	11	100.0%
埼玉県	27	18	66.7%	27	100.0%
千葉県	31	29	93.5%	31	100.0%
東京都	5	2	40.0%	2	40.0%
神奈川県	24	20	83.3%	24	100.0%
新潟県	19	4	21.1%	13	68.4%
富山県	8	5	62.5%	8	100.0%
石川県	11	8	72.7%	11	100.0%
福井県	9	3	33.3%	7	77.8%
山梨県	10	7	70.0%	10	100.0%
長野県	13	13	100.0%	13	100.0%
岐阜県	20	4	20.0%	20	100.0%
静岡県	16	16	100.0%	16	100.0%
愛知県	34	27	79.4%	34	100.0%
三重県	15	3	20.0%	10	66.7%
滋賀県	7	0	0.0%	4	57.1%
京都府	15	8	53.3%	12	80.0%
大阪府	27	12	44.4%	20	74.1%
兵庫県	24	14	58.3%	22	91.7%
奈良県	3	3	100.0%	3	100.0%
和歌山県	17	17	100.0%	17	100.0%
鳥取県	3	3	100.0%	3	100.0%
島根県	9	5	55.6%	7	77.8%
岡山県	14	9	64.3%	12	85.7%
広島県	13	5	38.5%	13	100.0%

都道府県	令和元年6月			2020年度までに導入予定	
	消防本部数	導入本部数	導入率	導入本部数	導入率
山口県	12	12	100.0%	12	100.0%
徳島県	13	1	7.7%	9	69.2%
香川県	9	5	55.6%	7	77.8%
愛媛県	14	2	14.3%	7	50.0%
高知県	15	15	100.0%	15	100.0%
福岡県	24	20	83.3%	23	95.8%
佐賀県	5	5	100.0%	5	100.0%
長崎県	10	5	50.0%	6	60.0%
熊本県	12	3	25.0%	5	41.7%
大分県	14	5	35.7%	9	64.3%
宮崎県	10	8	80.0%	9	90.0%
鹿児島県	20	8	40.0%	14	70.0%
沖縄県	18	18	100.0%	18	100.0%
全体	726	437	60.2%	617	85.0%

※ 令和元年6月1日現在

全消長会 ブロック	令和元年6月			2020年度までに導入予定	
	消防本部数	導入本部数	導入率	導入本部数	導入率
北海道	58	13	22.4%	31	53.4%
東北	90	45	50.0%	75	83.3%
関東	173	146	84.4%	169	97.7%
東海	69	34	49.3%	64	92.8%
東近畿	70	44	62.9%	62	88.6%
近畿	51	26	51.0%	42	82.4%
中国	51	34	66.7%	47	92.2%
四国	51	23	45.1%	38	74.5%
九州	113	72	63.7%	89	78.8%
全国	726	437	60.2%	617	85.0%

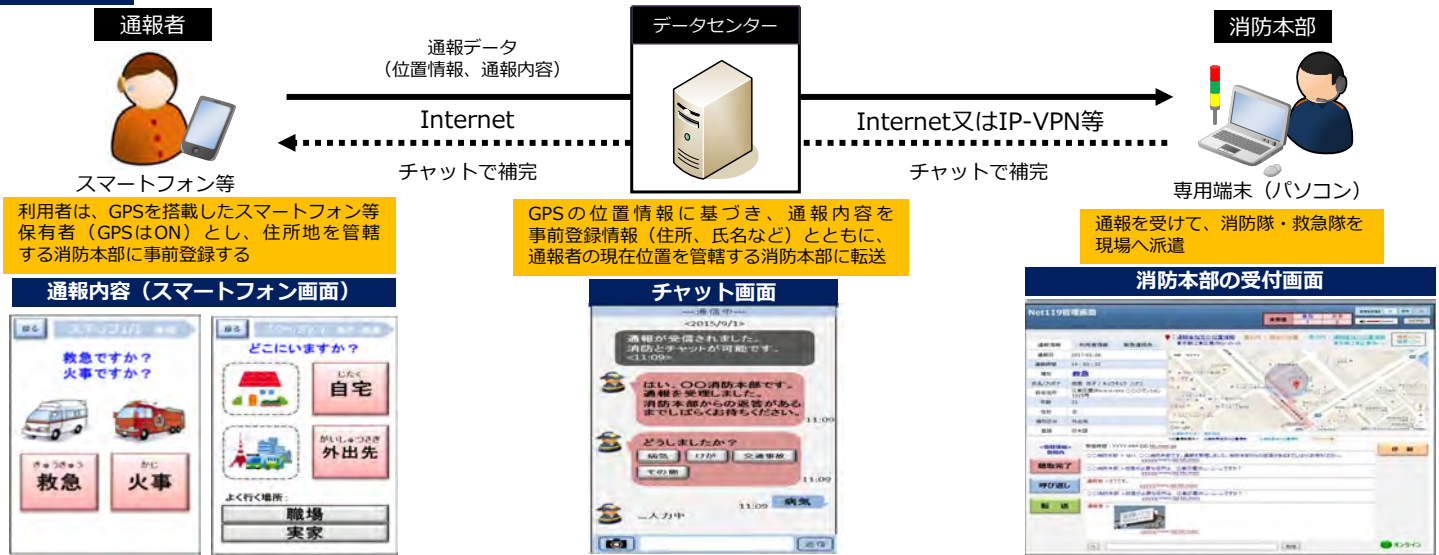
Net119緊急通報システムの全国導入

会話に不自由な聴覚・言語機能障害者がスマートフォンなどの画面上のボタン操作や文字入力で119番通報を行えるシステム（Net119緊急通報システム）について、全国の消防本部での導入を促進

<取組概要>

- 一般財団法人全日本ろうあ連盟から消防庁への要望等も踏まえながら、消防庁の「119番通報の多様化に関する検討会」において今後全国の消防本部で導入すべきシステムについて検討を行い、平成29年3月にシステムの標準仕様等をとりまとめたもの。
 - 総務省の「情報難民ゼロプロジェクト」の関連施策として位置づけ、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される令和2年までを目標として、全国の消防本部における導入※を促進している。
- ※障害者基本計画（第4次）案においても同様の目標を設定している（R1.6.1時点で、726本部中168本部（約23%）が導入済）
- 平成30年度から、導入・運用に関する経費について地方交付税措置を講じている。

通報の流れ



Net119緊急通報システムの導入状況

都道府県	消防本部数	令和元年6月			2020年度末見込		
		導入済本部数	導入率	人口カバー率	導入済本部数	導入率	人口カバー率
北海道	58	1	1.7%	0.9%	30	51.7%	72.6%
青森県	11	4	36.4%	16.6%	7	63.6%	46.5%
岩手県	12	6	50.0%	72.9%	10	83.3%	91.6%
宮城県	11	2	18.2%	16.2%	10	81.8%	93.0%
秋田県	13	1	7.7%	12.4%	9	69.2%	51.3%
山形県	12	2	16.7%	27.1%	8	66.7%	77.2%
福島県	12	1	8.3%	14.9%	7	58.3%	74.8%
茨城県	24	23	95.8%	81.7%	24	100.0%	100.0%
栃木県	12	5	41.7%	29.0%	12	100.0%	100.0%
群馬県	11	6	54.5%	41.6%	11	100.0%	100.0%
埼玉県	27	16	59.3%	77.6%	27	100.0%	100.0%
千葉県	31	9	29.0%	44.8%	31	100.0%	100.0%
東京都	5	1	20.0%	99.2%	2	40.0%	99.9%
神奈川県	24	11	45.8%	18.1%	24	95.8%	99.9%
新潟県	19	1	5.3%	3.8%	13	68.4%	81.8%
富山県	8	0	0.0%	0.0%	8	100.0%	100.0%
石川県	11	3	27.3%	52.0%	10	90.9%	94.2%
福井県	9	2	22.2%	44.9%	9	100.0%	100.0%
山梨県	10	0	0.0%	0.0%	10	100.0%	100.0%
長野県	13	0	0.0%	0.0%	9	69.2%	73.4%
岐阜県	20	0	0.0%	0.0%	17	85.0%	91.6%
静岡県	16	8	50.0%	45.5%	16	100.0%	100.0%
愛知県	34	9	26.5%	49.1%	29	85.3%	95.6%
三重県	15	1	6.7%	15.3%	9	60.0%	82.3%
滋賀県	7	3	42.9%	43.8%	7	100.0%	100.0%
京都府	15	5	33.3%	65.4%	13	86.7%	93.5%
大阪府	27	11	40.7%	70.8%	26	96.3%	99.3%
兵庫県	24	7	29.2%	69.8%	24	100.0%	100.0%
奈良県	3	1	33.3%	65.1%	3	100.0%	100.0%
和歌山県	17	8	47.1%	67.2%	17	100.0%	100.0%
鳥取県	3	0	0.0%	0.0%	3	100.0%	100.0%
島根県	9	0	0.0%	0.0%	5	55.6%	71.6%
岡山県	14	2	14.3%	30.6%	11	71.4%	91.0%
広島県	13	2	15.4%	8.7%	10	76.9%	97.3%
山口県	12	2	16.7%	18.3%	10	83.3%	85.0%

都道府県	消防本部数	令和元年6月			2020年度末見込		
		導入済本部数	導入率	人口カバー率	導入済本部数	導入率	人口カバー率
徳島県	13	1	7.7%	33.5%	12	92.3%	96.6%
香川県	9	4	44.4%	65.1%	6	66.7%	71.4%
愛媛県	14	4	28.6%	59.2%	9	64.3%	83.6%
高知県	15	0	0.0%	0.0%	15	100.0%	100.0%
福岡県	24	1	4.2%	1.5%	14	58.3%	75.1%
佐賀県	5	0	0.0%	0.0%	1	20.0%	18.6%
長崎県	10	3	30.0%	28.0%	6	60.0%	56.1%
熊本県	12	1	8.3%	6.0%	7	58.3%	79.9%
大分県	14	0	0.0%	0.0%	5	35.7%	63.2%
宮崎県	10	0	0.0%	0.0%	3	30.0%	18.3%
鹿児島県	20	0	0.0%	0.0%	10	50.0%	70.3%
沖縄県	18	1	5.6%	22.7%	17	94.4%	96.6%
全体	726	168	23.1%	42.6%	573	78.9%	90.7%

※ 導入本部数は、令和元年6月1日現在
※ 人口は、平成29年国勢調査（総務省統計局）

全消長会ブロック	本部数	導入済	導入率
北海道	58	1	1.7%
東北	90	17	18.9%
関東	173	79	45.7%
東海	69	10	14.5%
東近畿	70	22	31.4%
近畿	51	18	35.3%
中国	51	6	11.8%
四国	51	9	17.6%
九州	113	6	5.3%
全国	726	168	23.1%

令和元年度末見込み(累計) 280本部(38.6%)
令和2年度末見込み(累計) 578本部(79.6%)

救急現場における多言語音声翻訳アプリの利用

- 多言語音声翻訳アプリを利用することにより、救急現場で救急隊員が外国人傷病者に対して、円滑なコミュニケーションを図ることが可能となる。
- 消防庁消防研究センターと国立研究開発法人情報通信研究機構(NICT)が救急隊用に開発した多言語音声翻訳アプリ「救急ボイストラ」は、使用頻度が高い会話内容を「定型文」として登録しており、外国語による音声と画面の文字によりコミュニケーションを行う。
- 救急ボイストラは、全国の消防本部に対して平成29年4月から提供を開始し、令和元年10月1日現在、726本部中476本部(65.6%)が導入。

※ 令和元年度より、多言語音声翻訳アプリも利用できるタブレット型情報通信端末等の救急自動車への配備に要する経費を普通交付税措置。
⇒常備消防費の救急業務費に、「ICT推進(タブレット端末の配備等)費用」として、人口10万人規模の標準団体あたり265千円(令和元年度)を措置。

救急ボイストラの特徴



- 救急隊用46の定型文が登録
- 聴覚障害者とのコミュニケーションにも活用可能

救急ボイストラ導入状況(令和元年10月1日現在)

都道府県	全消防本部数	導入本部数	導入率(%)	都道府県	全消防本部数	導入本部数	導入率(%)
北海道	58	42	72.4%	滋賀	7	3	42.9%
青森	11	9	81.8%	京都	15	5	33.3%
岩手	12	10	83.3%	大阪	27	27	100.0%
宮城	11	7	63.6%	兵庫	24	20	83.3%
秋田	13	10	76.9%	奈良	3	3	100.0%
山形	12	7	58.3%	和歌山	17	10	58.8%
福島	12	7	58.3%	鳥取	3	3	100.0%
茨城	24	22	91.7%	島根	9	5	55.6%
栃木	12	11	91.7%	岡山	14	8	57.1%
群馬	11	11	100.0%	広島	13	11	84.6%
埼玉	27	27	100.0%	山口	12	5	41.7%
千葉	31	18	58.1%	徳島	13	4	30.8%
東京	5	4	80.0%	香川	9	9	100.0%
神奈川	24	13	54.2%	愛媛	14	6	42.9%
新潟	19	11	57.9%	高知	15	2	13.3%
富山	8	2	25.0%	福岡	24	7	29.2%
石川	11	6	54.5%	佐賀	5	5	100.0%
福井	9	4	44.4%	長崎	10	4	40.0%
山梨	10	4	40.0%	熊本	12	2	16.7%
長野	13	8	61.5%	大分	14	11	78.6%
岐阜	20	20	100.0%	宮崎	10	8	80.0%
静岡	16	9	56.3%	鹿児島	20	11	55.0%
愛知	34	19	55.9%	沖縄	18	15	83.3%
三重	15	11	73.3%				
				合計	726	476	65.6%

概要: 地方公共団体の災害対策本部設置庁舎及び消防庁舎の非常用電源の確保並びに耐震化に関する緊急対策を実施する。

府省庁名:総務省

非常用電源の確保

箇所:140災害対策本部設置庁舎程度、
350消防庁舎程度

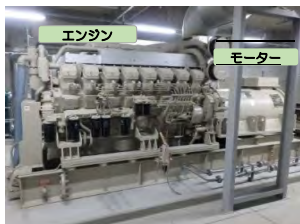
災害対策本部が設置される庁舎及び消防庁舎のうち、
非常用電源が未整備の施設

※なお、非常用電源が設置済みの庁舎においても、
72時間の稼働時間確保等を目指す。

期間:2020年度まで

実施主体:地方公共団体

内容:災害対策本部設置
庁舎及び消防庁舎の
非常用電源の確保



達成目標:

地方公共団体の災害対策本部設置庁舎及
び消防庁舎における業務継続性を確保するた
めに、非常用電源の確保を大幅に進捗

耐震化

箇所:60災害対策本部設置庁舎程度、
490消防庁舎程度

災害対策本部が設置される庁舎であって耐震性がなく
耐震性のある代替庁舎の指定もなされていないもの及び
消防庁舎のうち耐震性がない施設

期間:2020年度まで

実施主体:地方公共団体

内容:災害対策本部設置
庁舎及び消防庁舎
の耐震化



達成目標:

地方公共団体の災害
対策本部設置庁舎及び
消防庁舎における業務継続性を確保するた
めに、耐震化に係る整備を大幅に進捗

緊急防災・減災事業債について

地方公共団体が引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組んでいけるよう、令和元年度（2019年度）については5,000億円を計上

1. 対象事業 【地方単独事業（6）を除く】

(1) 大規模災害時の防災・減災対策のために必要な施設の整備

- 防災拠点施設（地域防災センター等）
- 防災資機材等備蓄施設、拠点避難地
- 非常用電源
- 津波避難タワー、活動火山対策避難施設等
- 避難路・避難階段
- 指定避難所、災害対策の拠点となる公共施設・公用施設、社会福祉事業の用に供する公共施設等において防災機能を強化するための施設
- 指定避難所における避難者の生活環境の改善のための施設（空調・Wi-Fi・バリアフリー化に係る施設等）
- 緊急消防援助隊の救助活動等拠点施設
- 緊急消防援助隊の機能強化を図るための車両資機材等
- 消防団の機能強化を図るための施設・設備
- 消防水利施設
- 初期消火資機材

(2) 大規模災害に迅速に対応するための情報網の構築

- 防災行政無線のデジタル化・防災情報の確実な伝達のための機能強化
- 全国瞬時警報システム（Jアラート）に係る情報伝達手段の多重化
- 高機能消防指令センター（デジタル化に伴い整備するもの等）
- 防災情報システム、衛星通信ネットワークシステム等、大規模災害時の情報伝達のために必要な通信施設
- 災害時オペレーションシステム

(3) 津波対策の観点から移転が必要と位置づけられた公共施設等の移設

- 津波浸水想定区域内にあり、地域防災計画、必要な防災対策の拠点となる施設や、災害時に援護が必要となる者のための施設の移転

(4) 消防広域化事業等

- 広域消防運営計画又は消防署所等の再編整備計画に基づき必要となる消防署所等の増改築等
- 上記計画に基づき機能強化を図る消防車両等の整備
- 統合される消防本部を消防署所等として有効活用するために必要となる改築
- 消防機関間の柔軟な連携・協力（共同化）に伴う高機能消防指令センターの整備

(5) 地域防災計画に定められた公共施設・公用施設の耐震化

- 指定避難所とされている公共施設及び公用施設
- 災害時に災害対策の拠点となる公共施設及び公用施設
- 不特定多数の者が利用する公共施設
- 社会福祉事業の用に供する公共施設
- 幼稚園等
- ※消防署所等については、耐震性が十分でないことから、早急に耐震化を行う必要があり全部改築することがやむを得ないと認められるものについても対象

(6) 特定地域の振興や生活環境の整備を目的とした国庫補助金（※）の交付を受けて実施する(1)～(5)の事業

（※）防衛施設周辺的生活環境の整備に係る補助金、離島活性化交付金及び奄美群島振興交付金

2. 財政措置

(1) 地方債の充当率 100%

(2) 交付税措置 元利償還金について、その70%を基準財政需要額に算入

3. 事業年度

平成29年度（2017年度）から令和2年度（2020年度）（東日本大震災に係る復興・創生期間まで継続）

#7119(救急安心センター事業)の全国展開

概要

住民が急な病気やけがをしたときに、救急車を呼んだほうがいいのか、今すぐ病院に行ったほうがいいのかなど迷った際の相談窓口として、専門家から電話でアドバイスを受けることができる。

相談を通じて、病気やけがの症状を把握した上で、以下をアドバイス。

○救急相談

例) 緊急性の有無※1、応急手当の方法、受診手段※2

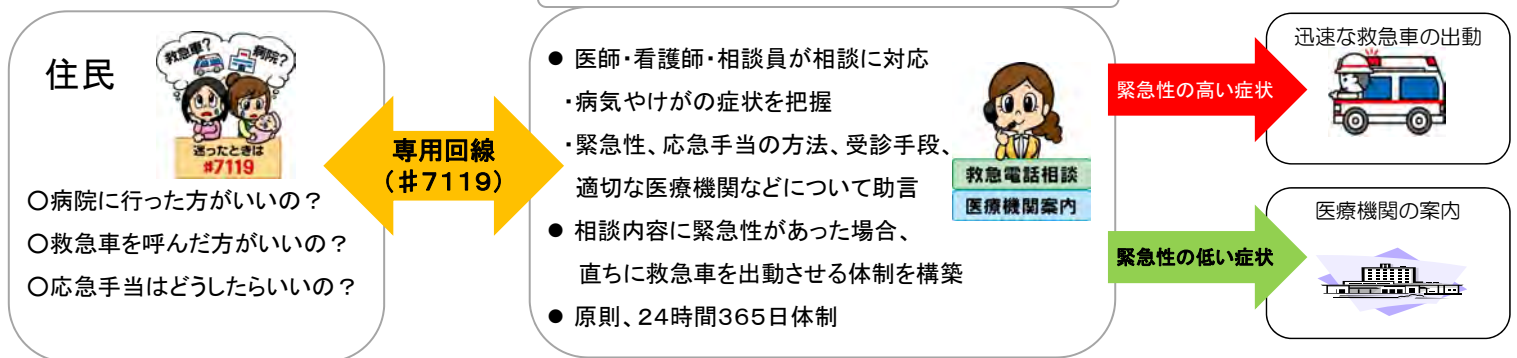
○適切な医療機関を案内※3

※1 直ちに医療機関を受診すべきか、2時間以内に受診すべきか、24時間以内か、明日でも良いか等。

※2 救急車を要請するのか、自分で医療機関に行くのか、民間搬送事業者等を案内するのか。

※3 適切な診療科目及び医療機関等の案内を行う。

【イメージ図】



事業の背景

救急出動件数は年々増加傾向。救急車の現場到着時間も遅延。

救急業務のあり方に関する検討会(H27)

#7119の普及促進について、救急車の適正利用の推進及び緊急度判定体系の普及の観点から、極めて有効

総務大臣の国会答弁(衆・総務委H28.2.23)

救急車の到着ですとか病院への搬送が非常におくれるということによって、救われる命も救われない可能性が出てまいります。これまでも、#7119ですとか、必ずしも急に救急車を呼ばなくても電話で相談をできる、こういう窓口も用意してまいりましたし、また、啓発活動というのも大変重要だと思っております。

通知の発出(H28.3.31)

#7119の導入に向け積極的に取り組むよう依頼 ※H31.3.29にも全国普及促進を依頼

総務大臣の国会答弁(参・総務委H28.11.22)

私も、これは全国展開したいと考えてまして、昨年(消防庁)長官にもですね、相当この働きかけを頼んだところでございます。

日本医師会 平成30年度予算要望書(抜粋)

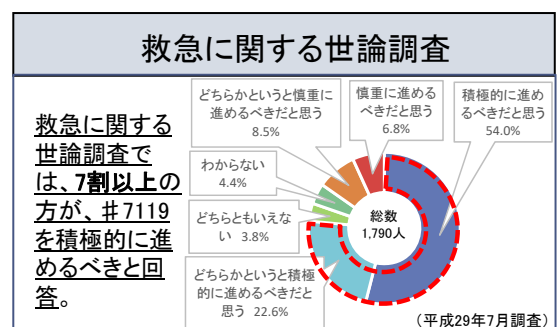
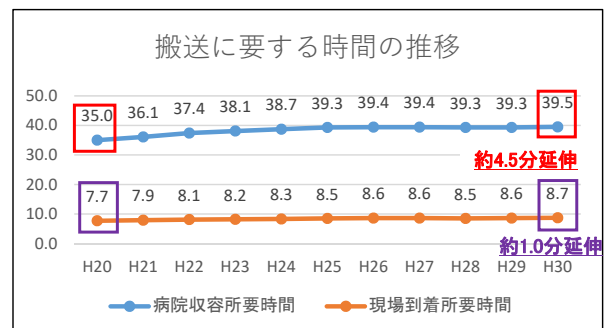
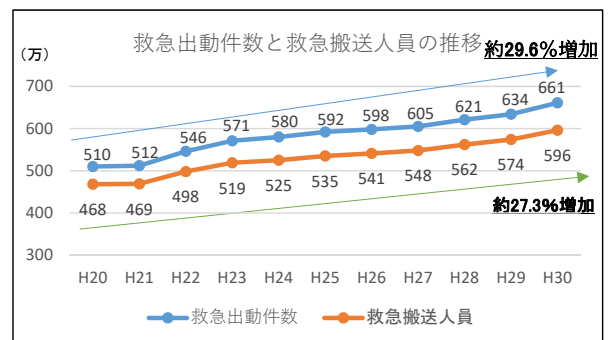
救急出動の適正化や不要不急の時間外診療の抑制に効果があり、真に救急対応が必要な患者の掘り起こしにつながるなど大きな成果が期待できる#7119の全国への拡大

総務大臣の所信的挨拶(衆・参 総務委R1.10.24)

電話で救急相談サービスを提供する「#7119」や、(中略)を全国に展開し、「救急ボイストラ」の活用も促進します。

総務省重点施策 2019

消防の広域化の推進等「救急体制の確保」
救急車の適正利用を促すため、
救急安心センター事業(#7119)の全国展開を推進



実施効果

① 救急車の適正利用

○潜在的な重傷者を発見し救護できる。

緊急(救急車)で即受診と判断された件数は、総受付件数(398,877件)に占める救急相談件数(201,943万件)のうち、30,003件(14.9%) ※H30 東京消防庁

○軽症者の割合の減少効果が期待できる。

東京消防庁管内で発生した救急事故のうち、初診時度が「軽症」であった割合の減少効果

【平成18年】60.3% → 【平成30年】54.5%

※軽症者の減少割合に相当する人数は、救急医療相談件数(119番転送件数を除く)の約3割

○不急の救急出動の抑制効果が期待できる。

◆窓口の設置後、救急出動件数の増加率が抑制されている

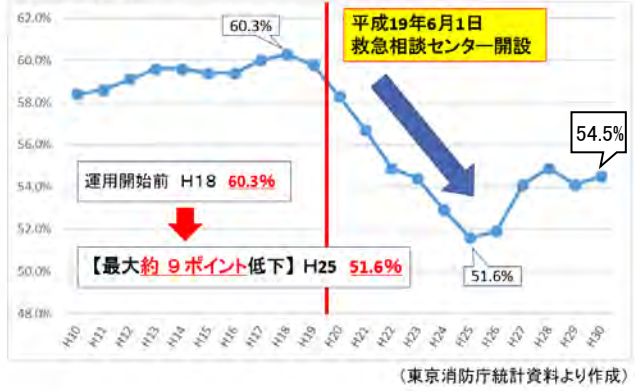
東京:H18年からH30年の増加率19.1%(全国平均より7.0ポイント減)

◆管轄面積が広く出動から帰署まで長時間。1台が出動すると他の署所の救急車が遠方から出動することになり、相談窓口を設けて、救急車の適正利用を推進(田辺市)

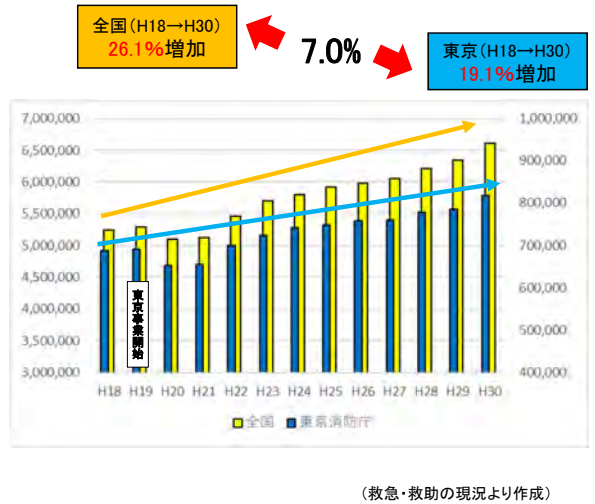
○#7119の奏功事例(救急車搬送事例)

相談内容	医療機関での処置
50代女性 就寝前からの胸痛が続いている	医療機関において緊急カテーテルを実施。予後良好
60代男性 急にろれつが回らなくなり家族が相談	医療機関で脳梗塞と診断 適切な処置を受け後遺症なし

軽症率の推移



救急出動件数の抑制効果

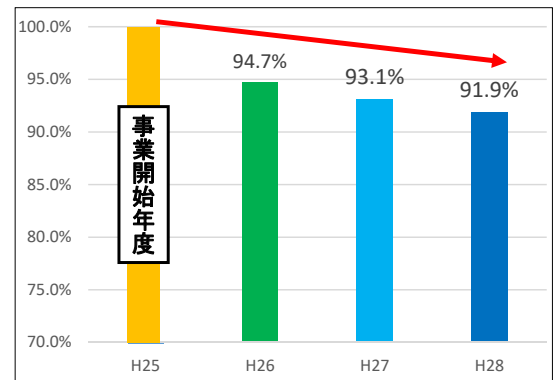


② 救急医療機関の受診の適正化

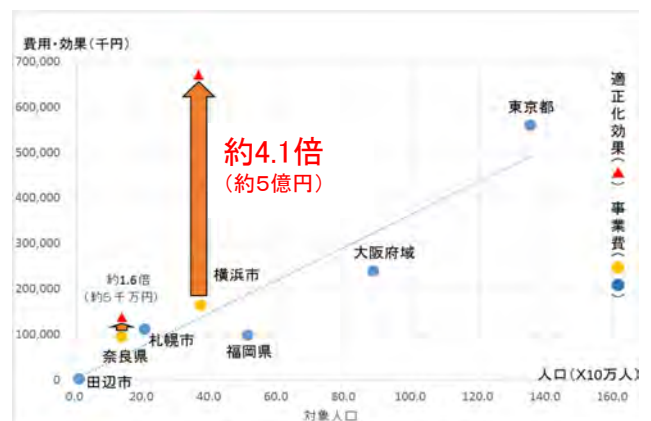
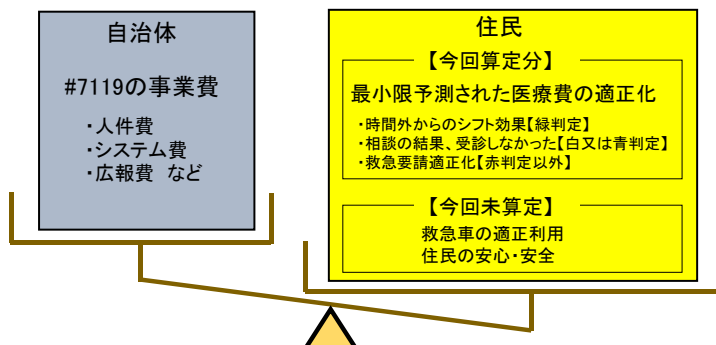
○医療機関における時間外受付者数の減少効果(札幌市A病院) 平成25年と比較し、毎年時間外受付者が減少

○#7119の紹介により病院業務に専念が可能 ○医療機関における救急医療相談数の抑制効果 (神戸市の調査では、事業開始後、病院(※)への相談件数が約24%減少)

(※)2次救急病院(48病院)、市民病院群(3病院)

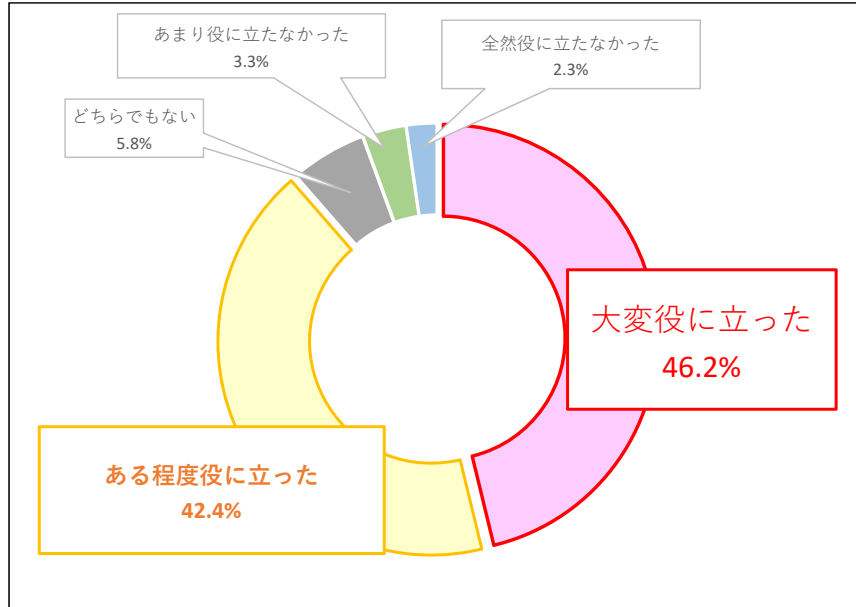


○医療費適正化効果として大きな効果が見込まれる。 また、規模が大きくなるほど、大きな効果が期待される。



③ 不安な住民に安心・安全を提供

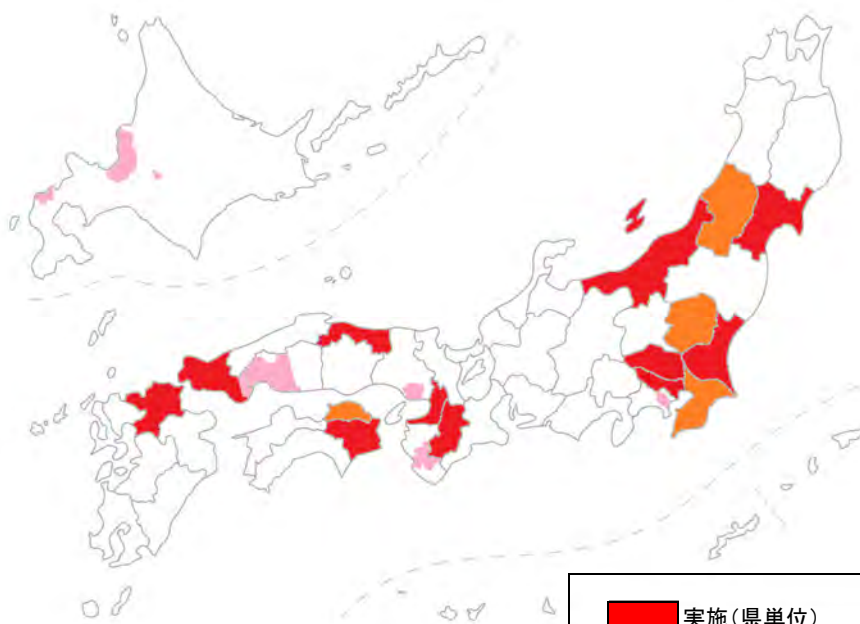
○大阪市消防局が実施したアンケートでは、
利用者の約9割が「大変役に立った」、「ある程度役に立った」と回答



出典：平成30年度「救急安心センターおおさか」に関するアンケート(結果)

普及状況と人口カバー率

令和元年12月1日 現在



■ 実施(県単位)
■ 実施(一部市町村)
■ 類似番号で実施
■ 未実施

実施団体(全国16地域)

(人口は平成27年国勢調査による)

都道府県全域

- 宮城県※(約233万人)
- 茨城県※(約291万人)
- 埼玉県(約727万人)
- 東京都(約1,352万人)
- 新潟県※(約230万人)
- 大阪府内全市町村(約884万人)
- 奈良県(約136万人)
- 鳥取県※(約57万人)
- 山口県※(約121万人)
- 徳島県(約76万人)
- 福岡県(約510万人)

一部実施

- 札幌市周辺(約205万人)
- 横浜市(約372万人)
- 神戸市周辺(約163万人)
- 田辺市周辺※(約9万人)
- 広島市周辺(約210万人)

※は、運営を民間コールセンターに委託

国民の
『43.9%』

【参考】 #7119以外の番号で実施している団体

山形県、栃木県、千葉県、香川県

財政支援

整備に係る支援

※①は国庫補助事業、②は地方単独事業のため両者の併用は不可

①消防防災施設整備費補助金 救急安心センター等整備事業 (平成21年～)	②防災対策事業(防災基盤整備事業) ~救急安心センター事業関係~				
<p>・補助基準額(補助率1/3)</p> <p>救急安心センター整備事業 10,476千円(3,492千円) 救急医療情報収集装置 1,572千円(524千円)</p> <p>・事業要件(抜粋)</p> <p>(1)住民の救急相談に応える電話相談窓口を消防機関等に設置すること。 (2)当該救急電話相談窓口は都道府県域内の住民を対象とすること。 (3)当該救急電話相談窓口に、医師、看護師又は相談員を24時間、365日体制で常駐させること。ただし、地域の実情に応じて、常駐していない時間には、医療機関案内へ電話を転送し医療機関を紹介することにより救急相談が受けられることとなるなどの適切な措置を講じる場合には、この限りでない。 (4)緊急性がある場合には、直ちに救急車を出動させる体制を構築すること。 ※救急医療情報収集装置は、情報収集装置、電話回線及び端末装置の全部又は一部をもって構成されるもので端末装置から救急医療情報を検索及び閲覧できるものであること ※当該年度の消防防災施設整備費補助金全体で零細補助基準額(原則、都道府県及び政令市9,500万円、その他950万円)を越えること。</p>	<p>・消防防災施設整備事業</p> <p>防災・減災に資する消防防災施設の整備に関する事業で地域防災計画と整合性を図りつつ行う事業であり、具体的には、次の事業を対象とする。 a~m(略) n 消防防災情報通信施設(※) o(略)</p> <p>※消防防災通信施設とは、消防救急無線、防災行政無線、全国瞬時警報システム(Jアラート)、高機能消防指令センター、救急安心センター、防災情報システム、要援護者緊急通報システム、震度計・自動震度警報装置、災害時オペレーションシステム等をいう。</p> <table border="1" data-bbox="869 582 1460 683"> <tr> <td>防災対策事業債 75%</td> <td>一般財源 25%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(交付税算入率 30%)</td> </tr> </table> <p>※ 交付税措置率 22.5% [75%(充当率)×30%(交付税算入率)]</p>	防災対策事業債 75%	一般財源 25%	(交付税算入率 30%)	
防災対策事業債 75%	一般財源 25%				
(交付税算入率 30%)					

ランニングコスト(運営費)のための支援

・市町村に対する普通交付税として、救急安心センターを運営するために必要な人件費や事業費について一定の措置が講じられている(平成21年度～)。

⇒常備消防費の救急業務費の需用費等の中に、「**救急安心センター事業(＃7119)等**」(8,050千円(標準団体=10万人の場合・平成31年度))が措置されている。

救急安心センター事業(＃7119)を知ってもらうための消防庁の広報

1 LINE,メルマガ,ネット広告等

- 首相官邸LINE, 首相官邸メルマガジンの紹介 (11月8日実施)

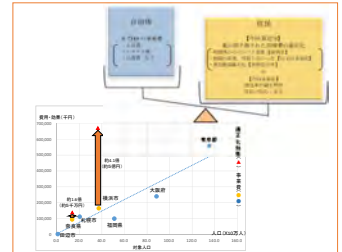


ここをクリック

- このほか、政府広報を活用した、インターネットバナー広告について実施する方向で調整中

2 ホームページの新設、改良

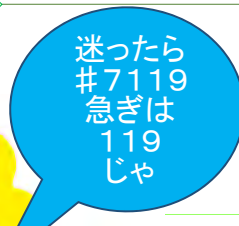
- 一般国民向けホームページの新設 ネット広告で興味を持った国民向けに、利用方法等を解説



- 未導入団体向けホームページの改良 事業効果等を解説し導入促進

3 人気キャラクターとのコラボ等

- キャラクターとのコラボ 小学生に大人気の「うんこドリル」と連携した特設ホームページを開設



地方公共団体の例 (神戸市)



・30秒動画,4コマ漫画,イラスト等を定期的に追加予定

- ラジオ番組での紹介

厚生労働省の「上手な医療のかかり方」の一環として、#7119を紹介 (東京FM系列※ 東京地区 11月16日(土)等)



消防防災航空隊 運航・操縦体制

○ 操縦体制別

2人操縦	23団体	43機
1人操縦	32団体	33機

○ 運航体制別

自主運航	19団体	37機
委託運航	34団体	36機
混合運航	2団体	3機

<運航主体区分>

- 消防機関: 東京消防庁及び政令市消防本部が運航
- 都道府県: 消防組織法第30条第3項の規定に基づき都道府県が運航

<運航形態>

- 自主運航: 操縦士、整備士及び運航管理要員が運航団体の職員
- 委託運航: 操縦士、整備士及び運航管理要員が運航業務受託企業の従業員
- 混合運航: 操縦士、整備士及び運航管理要員に運航団体の職員と運航業務受託企業の従業員が混在

○ 1人操縦体制の運航団体

番号	都道府県	航空隊名称	運航主体区分	運航形態	運航時の操縦士数	運航機数※1
1	北海道	北海道防災航空隊	都道府県	委託	1人	2機
2	青森県	青森県防災航空隊	都道府県	委託	1人	1機
3	岩手県	岩手県防災航空隊	都道府県	委託	1人	1機
4	宮城県	宮城県防災航空隊※2	都道府県	委託	1人	1機
5	山形県	山形県消防防災航空隊	都道府県	委託	1人	1機
6	福島県	福島県消防防災航空隊	都道府県	委託	1人	1機
7	茨城県	茨城県防災航空隊	都道府県	委託	1人	1機
8	栃木県	栃木県消防防災航空隊	都道府県	委託	1人	1機
9	群馬県	群馬県防災航空隊※3	都道府県	委託	1人	0機
10	新潟県	新潟県消防防災航空隊	都道府県	委託	1人	1機
11	富山県	富山県消防防災航空隊	都道府県	委託	1人	1機
12	石川県	石川県消防防災航空隊	都道府県	委託	1人	1機
13	福井県	福井県防災航空隊	都道府県	委託	1人	1機
14	静岡県	静岡県消防防災航空隊	都道府県	委託	1人	1機
15	愛知県	愛知県防災航空隊	都道府県	委託	1人	1機
16	三重県	三重県防災航空隊	都道府県	委託	1人	1機
17	滋賀県	滋賀県防災航空隊	都道府県	委託	1人	1機
18	和歌山県	和歌山県防災航空隊	都道府県	委託	1人	1機
19	鳥取県	鳥取県消防防災航空隊	都道府県	委託	1人	1機
20	島根県	島根県防災航空隊	都道府県	委託	1人	1機
21	岡山県	岡山県消防防災航空隊	都道府県	委託	1人	1機
22	広島県	広島県防災航空隊	都道府県	委託	1人	1機
23	山口県	山口県消防防災航空隊	都道府県	委託	1人	1機
24	徳島県	徳島県消防防災航空隊	都道府県	委託	1人	1機
25	香川県	香川県防災航空隊	都道府県	委託	1人	1機
26	愛媛県	愛媛県消防防災航空隊	都道府県	委託	1人	1機
27	長崎県	長崎県防災航空隊	都道府県	委託	1人	1機
28	熊本県	熊本県消防防災航空隊	都道府県	委託	1人	1機
29	大分県	大分県防災航空隊	都道府県	委託	1人	1機
30	宮崎県	宮崎県消防救助航空隊	都道府県	委託	1人	1機
31	鹿児島県	鹿児島県防災航空隊	都道府県	委託	1人	1機
32	高知県	高知県消防防災航空隊※4	都道府県	自主	1人	2機

○ 2人操縦体制の運航団体(消防機関)

番号	都道府県	航空隊名称	運航主体区分	運航形態	運航時の操縦士数	運航機数※1
1	北海道	札幌市消防航空隊	消防機関	自主	2人	2機
2	宮城県	仙台市消防航空隊	消防機関	自主	2人	2機
3	千葉県	千葉市消防航空隊	消防機関	自主	2人	2機
4	東京都	装備部航空隊	消防機関	自主	2人	8機
5	神奈川県	横浜市消防局航空隊	消防機関	自主	2人	2機
6		川崎市消防航空隊	消防機関	自主	2人	2機
7	静岡県	静岡市消防航空隊	消防機関	自主	2人	1機
8		浜松市消防航空隊	消防機関	自主	2人	1機
9	愛知県	名古屋消防航空隊	消防機関	自主	2人	2機
10	京都府	京都市消防航空隊	消防機関	自主	2人	2機
11	大阪府	大阪市消防航空隊	消防機関	自主	2人	2機
12	兵庫県	神戸市航空機動隊※5	消防機関	自主(共同)	2人	2機
13	岡山県	岡山市消防航空隊	消防機関	自主	2人	1機
14	広島県	広島市消防航空隊	消防機関	自主	2人	1機
15	福岡県	北九州市消防航空隊	消防機関	自主	2人	1機
16		福岡市消防航空隊	消防機関	自主	2人	2機

○ 2人操縦体制の運航団体(都道府県)

番号	都道府県	航空隊名称	運航主体区分	運航形態	運航時の操縦士数	運航機数※1
1	秋田県	秋田県消防防災航空隊	都道府県	自主	2人	1機
2	兵庫県	兵庫県消防防災航空隊※5	都道府県	自主(共同)	2人	1機
3	長野県	長野県消防防災航空隊	都道府県	混合	2人	1機
4	岐阜県	岐阜県防災航空隊	都道府県	混合	2人	2機
5	埼玉県	埼玉県防災航空隊	都道府県	委託	2人	3機
6	山梨県	山梨県消防防災航空隊	都道府県	委託	2人	1機
7	奈良県	奈良県防災航空隊	都道府県	委託	2人	1機

※1 東京消防庁、京都市消防局、埼玉県、宮城県及び高知県が消防庁ヘリを各1機運用。

※2 宮城県は、夜間2人操縦体制としている。

※3 群馬県は平成30年8月10日に発生した墜落事故のため、ヘリコプターを保有していない。

※4 高知県は、可能な範囲で2人操縦体制としている(週5日程度)。

※5 兵庫県・神戸市は共同運航。

「消防防災ヘリコプターの運航に関する基準」(令和元年告示第4号)

近年相次いだ消防防災ヘリコプターの墜落事故を受け、消防庁では「消防防災ヘリコプターの運航に関する基準の在り方に関する検討会」を開催し、その検討結果に基づき、航空消防活動の安全かつ円滑な遂行に資するよう、消防防災ヘリコプターの運航に関する基本的事項を新たに「消防防災ヘリコプターの運航に関する基準」(令和元年告示第4号)として制定した。

① 基準名 「消防防災ヘリコプターの運航に関する基準」

② 形式 規範力の高い形式とするため、消防組織法第37条に基づく消防庁長官の勧告とする。

③ 主な内容

- ・運航責任者及び運航安全管理者の配置
- ・二人操縦士体制の導入
- ・航空消防活動指揮者の指定
- ・消防防災ヘリコプターに備える装備(フライトレコーダー、ボイスレコーダー等)
- ・教育訓練の実施(シミュレーターを用いた緊急操作訓練、CRM※)
- ・操縦士の養成訓練
- ・機長及び航空消防活動指揮者の運航中の安全対策
- ・事故が発生するおそれのある事案にかかる報告
- ・近隣の他の地方公共団体との相互応援協定の締結

※ CRMとは、航空機の安全性、業務遂行能力の向上のため、機長が副操縦士等から問題点の指摘を受けた際の採るべき対応等のルールのこと。

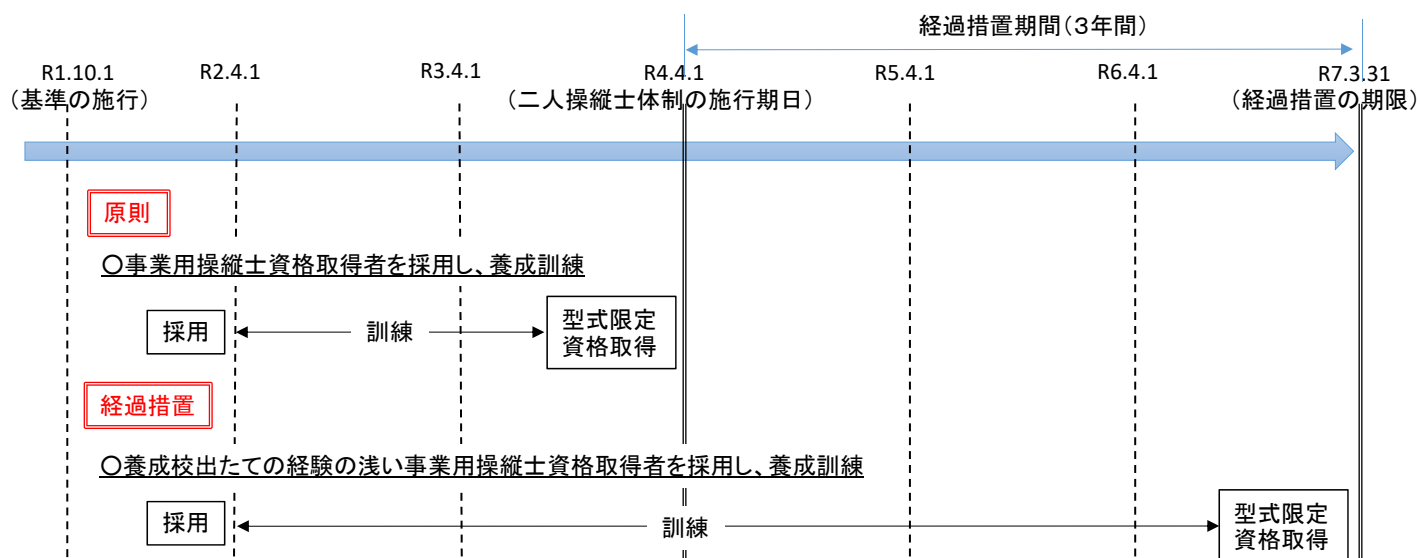
④ 施行期日及び経過措置

施行日: 令和元年10月1日

ただし、二人操縦士体制に関連する規定は、操縦士の確保及び養成の状況等に鑑み、令和4年4月1日施行とし、加えて、その後3年間の経過措置(型式限定資格取得訓練中の事業用操縦士資格取得者が、副操縦士の代わりに乗務できるものとする)を置く。

運航基準のうち「二人操縦士体制」関連規定の施行日及び経過措置

- 一人操縦士体制の運航団体が二人操縦士体制に移行するには、運航受託している民間事業者が新たに操縦士を採用し、訓練を行って型式限定資格取得者を確保することが必要。
 - 一人操縦士体制の32団体のうち22団体は、令和4年4月に二人操縦士体制とすることが可能。
 - 残りの10団体が二人操縦士体制とすることができるのは、令和7年4月。
 - 安全運航の確保は喫緊の課題であることから、この10団体を待たずに、令和4年4月を施行日とする。
 - しかし、施行日以降に型式限定資格取得者2名を乗り組ませることができない団体は運航を認めないこととすると、消防防災ヘリによる救助という消防責任を果たすことができなくなるため、型式限定資格取得訓練中の事業用操縦士資格取得者が副操縦士の代わりに乗務することは、やむを得ず、経過措置として認める。
- ⇒ 経過措置の終期は、令和7年3月末とする。



消防防災ヘリコプターに関する令和2年度地方財政措置の概要

- 消防防災ヘリコプターの安全性の向上のため、今年度新たに制定し、消防庁長官の勧告として示した「消防防災ヘリコプターの運航に関する基準」(令和元年消防庁告示第4号)に基づいて、運航団体が行き組む事項について、地方財政措置を講じることとした。
- 具体的には、「2人操縦士体制」や「操縦士の養成・確保」に向けた各種経費や基準に基づいて新たに整備する装備等の経費を新たに措置するほか、修繕料等を改定し、地方財政措置を拡充。

① 新規

- ・ 消防防災ヘリコプター安全運航に要する経費(普通交付税)
 - ※ 安全運航確保に資するための装備等の整備に要する経費を新たに措置
 - ※ 気象情報サービス提供料・ヘリコプター動態管理システム使用料を新たに措置
- ・ 消防防災ヘリコプター要員に要する経費(普通交付税)
- ・ 消防防災ヘリコプターの委託運航に要する経費(普通交付税)
 - ※ 運航安全管理者の配置のための人件費を新たに措置
 - ※ シミュレーターを用いた緊急操作訓練に必要な経費を新たに措置
 - ※ 2人操縦士体制導入に向けた運航委託会社での操縦士養成に必要な経費を新たに措置(道県)

② 拡充

- ・ 消防防災ヘリコプター修繕料に要する経費(普通交付税)
 - ※ 燃料費の上昇を踏まえ、修繕料を増額措置
- ・ 消防防災ヘリコプター航空保険料に要する経費(普通交付税)
 - ※ 機体価格の上昇を踏まえ、航空保険料を増額措置

消防団の現状①

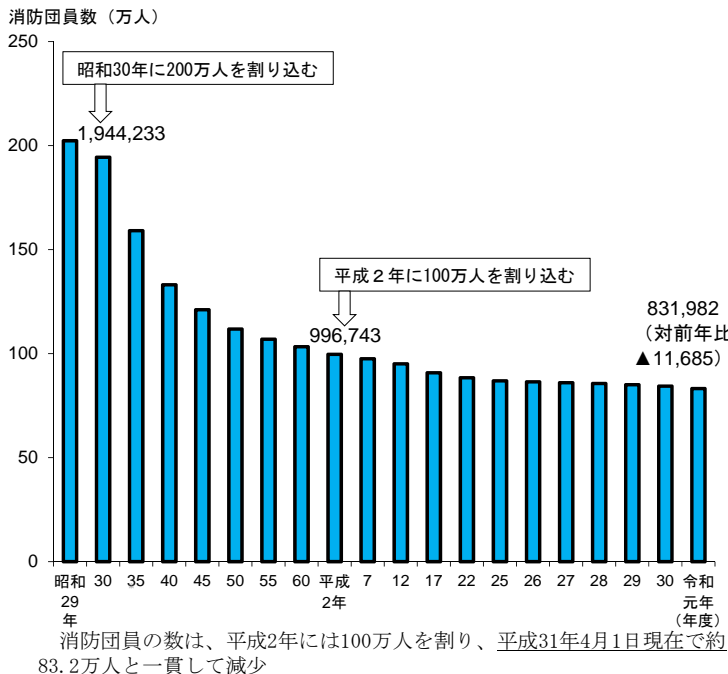
◆消防団の特質

- 消防組織法第9条～消防機関として常備消防機関と消防団(非常備消防機関)の2種類
- 団員は権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員(一方で、ボランティアとしての性格も有する)
- 地域における消防防災の中核的存在(要員動員力・地域密着性・即時対応力)

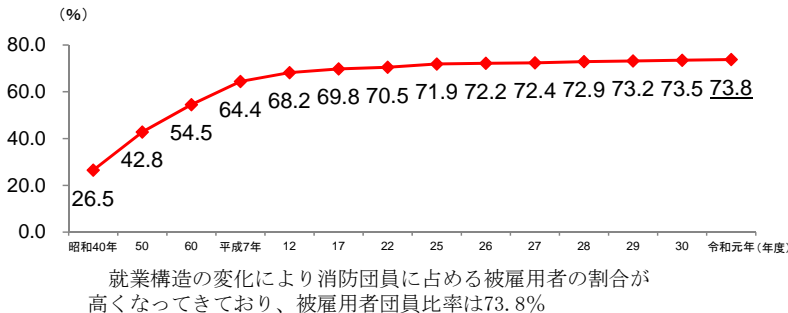
1 消防団・消防団員の現況 (平成31年4月1日現在)

○消防団数:2,198団(全国すべての市町村に設置) ○消防分団数:22,306分団 ○消防団員数:831,982人(前年度より11,685人減少)

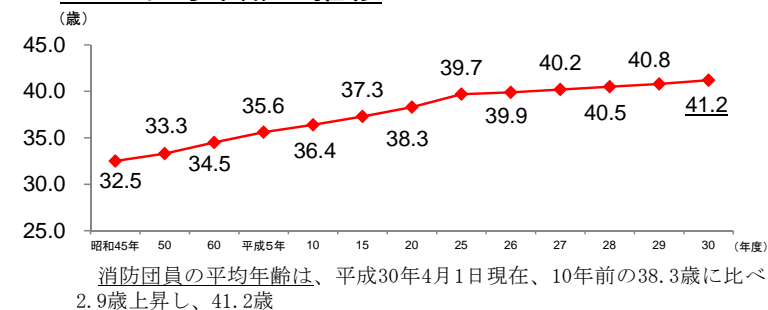
2 消防団員数の推移



3 被雇用者団員比率の推移

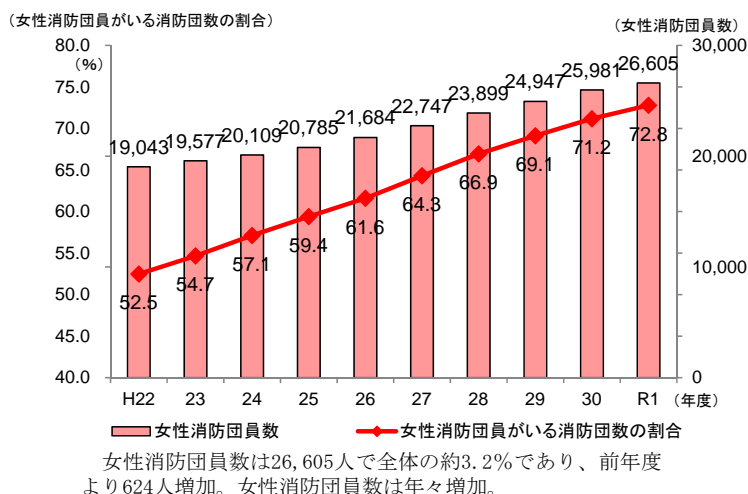


4 平均年齢の推移

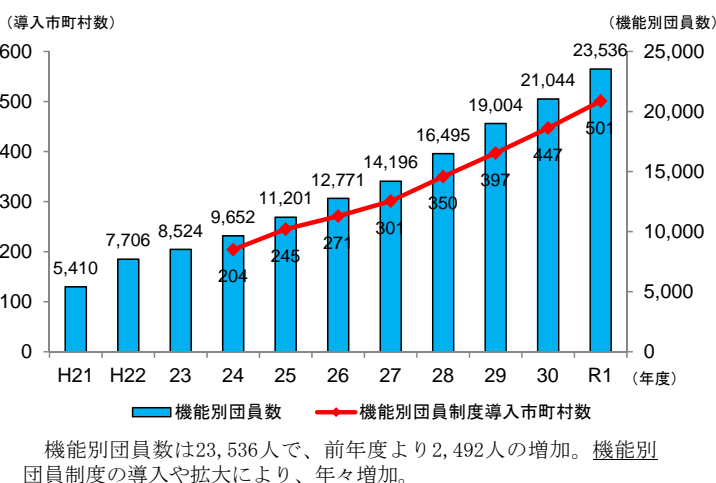


消防団の現状②

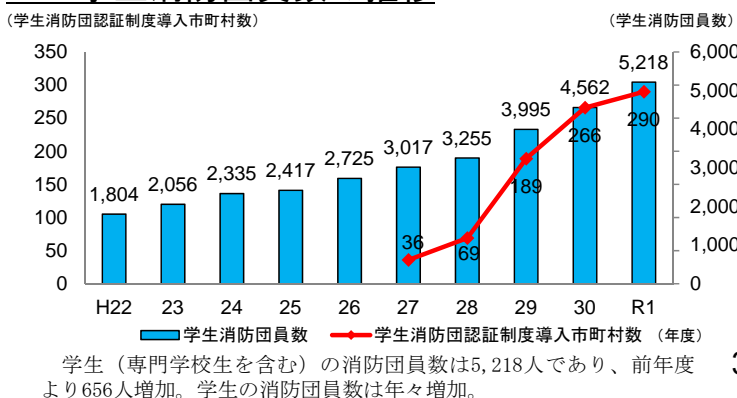
5 女性消防団員数の推移



7 機能別団員数の推移



6 学生消防団員数の推移



8 職業構成及び就業形態の状況

	被雇用者				学生	自営業その他
	公務員	特殊法人(農協・公社等)	日本郵政			
H30団員数(人)	621,290	68,477	30,103	6,651	4,562	217,815
R1団員数(人)	614,117	68,767	29,646	6,589	5,218	212,647
構成割合	73.8%	8.3%	3.6%	0.8%	0.6%	25.6%

「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に向けた重点取組事項について」のポイント (令和元年12月13日付消防庁長官通知)

1. 地域防災力の一層の充実強化に向けた議論の創出等

(1) 地域防災力自己診断カルテの活用等による議論の創出等

- 将来の地域人口等の見通しや災害発生のおそれ等を踏まえ、地域の方々と、**将来の地域防災力に関する議論を行うことが必要**。効果的に議論を進めることができるようにするため、「**地域防災力自己診断カルテ**」を活用。

(2) 将来の地域防災力に関する議論を踏まえた市町村地域防災計画の一層の充実等

- 市町村地域防災計画に**地域防災力の充実強化に関する事項を定めていない市町村については、早急に定めるとともに、地区防災計画を定めた地区について、早期に具体的事業計画を策定すること**。

2. 消防団の充実強化

(1) 消防団の充実強化に向けた定量的な目標の設定等

- 将来の地域において消防団の果たす役割、機能に関する検討を早期に行い、**消防団の体制についての定量的な目標を設定すること**。
- 消防団の充実強化に向けた**中期的な計画の策定について検討すること**。

(2) 基本団員を中心とした消防団員の確保等

- **基本団員の確保に計画的に取り組む**とともに、「**大規模災害団員**」を積極的に導入すること。消防団員の確保に当たっては**入団促進に向けた取組と退団への対策の両方を講じることが重要**。

(3) 多様な人材の活用

- **女性、学生、被用者、公務員等、消防職団員OB**の消防団への参加を促すこと。消防団員に占める女性の割合等や、学生消防団活動認証制度及び消防団協力事業所表示制度の導入割合について、**全国的な目標（令和4年3月末日まで等）を設定**。

(4) 社会環境の変化等に伴う退団等への対応

- **休団制度を積極的に活用**することが有意義。その活用について、**令和4年3月末日までに検討**。
- **定年年齢の引上げ、制度撤廃**について条例改正その他必要な措置を検討。**とりわけ60歳未満の定年制を導入している市町村においては、原則として、令和4年3月末日までにその状況を解消**。
- 本業が多忙等の理由により退団が見込まれる者については、「大規模災害団員」等への移行や休団制度の活用等により、消防団活動を継続しやすい環境を整備。
- 地方交付税単価（年額報酬36,500円、1回当たり出勤手当7,000円）を踏まえ、**年額報酬や出勤手当を引上げ**。特に**年額報酬が1万円未満の市町村においては、原則として、令和4年3月末日までに、その状況を解消するための引上げ**。

(5) 装備の改善

- 消防団の**装備の改善**を集中的・計画的に進めること。

消防団関連予算案①

R2当初

7.2億円（対前年度比0.2億円増）

緊急対策

16.4億円（対前年度比0.1億円増）

地域防災力の中核となる消防団及び自主防災組織等の充実強化

(a) 消防団の装備・訓練の充実強化

① 救助用資機材(救命ボート・発電機・投光器・排水ポンプ等)の無償貸付【新規】 1.9億円

消防団の災害対応能力の向上のため、新たに、救命ボート、発電機、投光器、排水ポンプ等の救助用資機材の消防団に対する無償貸付を実施

【無償貸付の資機材】



② 消防団設備整備費補助金【拡充】 ④4億円 (令和元年度 ⑤7.4億円)

市町村が行う消防団の救助用資機材等の整備に対して、補助を実施(救命ボート、発電機、投光器、排水ポンプ等メニューの拡充)

【補助対象資機材】



③ 救助用資機材搭載型消防ポンプ自動車無償貸付 ⑧8.9億円(令和元年度 ⑧8.9億円)

救助用資機材等を搭載した消防ポンプ自動車の消防団に対する無償貸付を実施



※破線囲みの資機材は、メニューの拡充



【救助用資機材搭載型消防ポンプ自動車】

消防団関連予算案②

地域防災力の中核となる消防団及び自主防災組織等の充実強化

(b) 消防団を中核とした地域防災力の充実強化

① 消防団の体制に関する中期的な計画策定モデル事業【新規】 0.2億円
 将来の人口見通し等を踏まえ、消防団員数や装備の改善など、定量的な数値目標を含む消防団の中期的な計画の策定を支援

② 消防団の連携等の支援 0.6億円(令和元年度 0.5億円)
 消防団が中心となって、地区防災計画を策定した地区等で、自主防災組織等との連携により活動し、消防団員の確保等に資する事業を支援

③ 企業・大学等との連携による女性・若者等の消防団加入促進支援事業 1.2億円(令和元年度 1.2億円)
 事業所の従業員や女性・若者等の入団を促すため、新規分団の設立等支援を実施するとともに、新たに自治体間で連携して入団促進を行う事業を支援

④ 救助用資機材等の安全で円滑な利用に向けた技術講習の実施【新規】 0.5億円
 消防団の装備の充実強化を図るため、消防団員に対する救助用資機材等の安全で円滑な利用のための技術講習を実施

⑤ 自主防災組織の活性化への支援等【新規】 0.1億円
 自主防災組織等の活性化を図るため、都道府県単位等の連絡協議会の設立の支援等を実施

国

地方公共団体

・大臣書簡(H31.4) 地域防災力の充実強化に向けた地域の多様な主体との議論を要請
 ・支援(財政上の措置等)

・消防団の体制に関する中期的な計画の策定
 ・消防団が中心となり、地区防災計画を策定した地区等で自主防災組織等との連携により活動 など



【消防団に対する支援事業のイメージ(地域防災力の充実強化)】



【企業との連携(建設業に従事する消防団員の防災訓練参加)】

消防団関連予算案③ (消防団設備整備費補助金の概要)

○補助金の趣旨

災害時における消防団のより効果的な救助活動を図るため、消防団の配備が進んでいない救助用資機材等の整備を促進することを目的。緊急対策として、3年間に限り、臨時特例的に創設。

○補助率

1/3(地方負担分2/3に特別交付税措置(措置率0.8)を講じている。)

○補助対象事業者

市町村(一部事務組合及び広域連合を含む。)

○政府予算額

H30補正予算：7億4千万円 R1当初予算：7億4千万円 R2当初予算案：7億4千万円

【補助対象資機材】各市町村で、必要な資機材の種類、個数を選択可



AED



油圧切断機



エンジンカッター



チェーンソー



ジャッキ



トランシーバー
(デジタル簡易無線機を含む。)



発電機



投光器



排水ポンプ



ボート



救命胴衣等(※)



切創防止用保護衣等(※)

※破線囲みの資機材は、交付要綱の一部改正(令和元年12月13日付け消防地第239号)により、補助対象として追加したもの。
 ※救命胴衣等とは、救命胴衣のほか、浮環、フローティングロープをいう。
 また、切創防止用保護衣等とは、切創防止用保護衣のほか、耐切創性手袋、防塵メガネ、防塵マスクをいう。

準中型免許の取得等に係る課題への対応（消防団で使用する自動車関連）

1. 道路交通法改正概要

- 道路交通法の改正に伴い、平成29年3月12日から「準中型免許」（車両総重量3.5トン以上7.5トン未満）を新設。
- 平成29年3月12日以降に取得した普通免許で運転できる自動車は、車両総重量3.5トン未満となった。
 - ※1 平成29年3月11日以前は、普通免許で、車両総重量5トン未満の自動車まで運転可能であった。
 - ※2 平成29年3月11日以前に普通免許を取得していた者は、引き続き、車両総重量5トン未満の自動車を運転可能。

2. 今後の対応方針

(1) 消防団員の準中型免許の取得費用に対する公費助成制度の創設

- 消防団員の準中型免許の取得費用に対する公費助成制度を地方公共団体において創設すること。
 - 平成30年度から、以下の経費について地方財政措置（特別交付税措置）を講じている。
 - 概要：消防団員の準中型免許の取得に要する経費に対して市町村が助成した場合、その助成額の1/2を特別交付税として措置する。
 - 消防団員の準中型免許の取得費用に対する地方公共団体の公費助成制度の先行事例等を消防庁から周知。
 - 【平成30年1月25日付け消防地第20号消防庁次長通知及び平成31年3月27日付け事務連絡】

(2) 軽量の消防車両の活用

- 必要とされる消防力等、地域の実情を十分に勘案した上で、消防団で所有する自動車を更新する機会等にあわせて、軽量の自動車（例えば、3.5トン未満の小型動力ポンプ積載車等）を活用することを検討すること。
 - 【平成30年1月25日付け消防地第20号消防庁次長通知及び平成31年1月25日付け事務連絡】

(3) 自動車教習所等における周知

- 消防庁と警察庁が連携し、普通免許を有していなくても準中型免許を取得することが可能であること及び準中型免許取得において地方公共団体により創設される公費助成制度の活用が可能であることを、自動車教習所等を通じ、新たに免許を受けようとする者に周知。
 - 【令和元年10月23日付け警察庁丁運発第136号警察庁交通局運転免許課長通知】

（参考）道路交通法改正の概要（平成29年3月12日から施行）

18歳から取得可能な免許
準中型免許の新設

1. 準中型免許の新設

準中型免許では、車両総重量7.5トン未満（最大積載量4.5トン未満）の自動車を運転できます（普通自動車も運転できます）。
普通免許で運転できる自動車は車両総重量3.5トン未満（最大積載量2トン未満）となります。

2. 準中型免許の受験資格・教習日数

準中型免許は、18歳から普通免許なしでも取得できます。教習では、最短17日で取得可能です。
※普通免許は最短15日

3. 準中型免許に係る初心運転者期間制度

初めて準中型免許を取得した方は、準中型自動車を運転するときには1年間初心者マークを付けなければなりません。

4. すでに普通免許を保有している方は

引き続き車両総重量5トン未満の自動車を運転することができます。さらに限定解除審査（※）に合格すれば車両総重量5トン以上7.5トン未満の自動車の運転も可能となります。

※審査は、指定自動車教習所で最低4時限の教習等を受けた上での審査又は免許試験場での技能審査等のいずれかになります。

18歳から普通免許なしでもOK!



（警察庁ホームページより）

■免許の区分、受験資格等の改正概要について

改正前	車両総重量	5トン	11トン
	最大積載量	3トン	6.5トン
普通自動車 普通免許 18歳以上	準中型自動車 準中型免許 18歳以上	中型自動車 中型免許 20歳以上 普通免許等保有2年	大型自動車 大型免許 21歳以上 普通免許等保有3年

改正後	車両総重量	3.5トン	7.5トン	11トン
	最大積載量	2トン	4.5トン	6.5トン
普通自動車 普通免許 18歳以上	準中型自動車 準中型免許 18歳以上	中型自動車 中型免許 20歳以上 普通免許等保有2年	大型自動車 大型免許 21歳以上 普通免許等保有3年	

外国への消防車両の寄贈について

国内で更新対象となった消防車両を開発途上国へ無償で寄贈する取組みは、これらの国々における消防力の向上に寄与するだけでなく、我が国からの目に見える国際協力として非常に有効。
 また、日本の消防車両は高性能で耐久性があり、かつ、適正に維持管理されていることから故障が少ないため、相手国消防機関から高い評価。
 これらのことを踏まえ、消防庁では、外国への消防車両の寄贈について、地方公共団体に対して協力を依頼するとともに、国際協力事業として外国へ消防車両の寄贈を行う場合の消防車両の処分方法※について通知。
 (平成26年10月1日付け消防参第216号、消防消第191号 各都道府県消防防災主管部長宛)

※ 地方公共団体や公益法人等が行う国際協力事業として外国へ消防車両の寄贈を行う場合は、不用車両の処分にあたり、抹消登録及び無線機の撤去のみを行うことで足りる。(車体の名称表示の消去及び赤色灯・サイレンの撤去は不要)

【寄贈実績】

(例) ベトナム社会主義共和国への消防車両寄贈 (平成31年 1月)

- ベトナム社会主義共和国からの要請に応じ、日本消防協会を通じて水槽付き消防ポンプ車4台、消防ポンプ車6台の合計10台が寄贈された。
- 車両寄贈に併せて日本消防協会から3名、東京消防庁から2名が現地に派遣され、同国の消防吏員に対する技術指導が実施された。今回の技術指導や輸送等に係る経費にはODA資金(草の根・人間の安全保障無償資金協力)が活用されている。
- 寄贈式には、ベトナム公安省幹部や在ベトナム日本国(臨時)大使が出席し、車両寄贈のセレモニーとともに、技術指導の集大成として供与車両を使用した訓練披露も実施された。



日本消防協会国際部長から技術指導研修修了証を授与された研修生たち



訓練の様子(車両取扱い説明)

令和2年度 消防大学校教育訓練計画について

令和2年度の消防大学校教育訓練計画においては、引き続き、実践的な教育訓練の充実強化及び消防組織における女性活躍に向けた支援を推進するとともに、消防職団員の幹部としての全国的なネットワークの形成にも配慮しつつ、効果的かつ効率的な教育訓練を実施する。

1. 実践的な教育訓練のさらなる充実強化

火災件数の減少に伴い、実戦経験の少ない指揮者が増加する中、平成31年度・令和元年度において火災対応中の複数の殉職事案が発生するなど、消防の幹部として必要な現場判断力及び指揮能力並びに安全管理能力の一層の向上を図っていくことが必要となっている。

このため、消防大学校では、実火災体験型訓練施設の充実及び活用を進めるとともに、街区ユニットを活用した訓練や指揮シミュレーションと実科訓練を同時に組み合わせた訓練の実施などにより、教育訓練のさらなる充実強化を図る。

2. 女性活躍のさらなる推進に向けた支援

消防組織における女性活躍の推進を支援するため、各学科における女性消防吏員の優先枠を積極的に活用するとともに、女性活躍推進コースの定員を増員（定員60名）するなど、女性吏員の入校・受講機会を増やす。

3. 学科・実務講習の取組

(1) 上級幹部科

近年の広域応援の状況等を踏まえ、幹部職員に対する消防大学校における教育訓練や全国的なネットワーク形成の意義が高まっている。

このことから、消防長に加え、消防長に準じる者についても、入校資格の上限年齢を58歳とする。

(2) 新任教官科及び現任教官科

近年の災害対応における重大な事故や殉職事案の発生等により安全管理教育の重要性が高まっている。

このことから、現任教官科における安全管理に係る教育訓練の充実強化を図るため、現任教官科の予防・総務コースと警防コースを統合し、研修期間を約2週間とする（定員36名）。

また、新任教官科において、実火災体験型訓練施設を活用した訓練を行うなど、教育訓練の充実強化を図るとともに、定員を増員（定員72名）する。

(3) その他

講義内容に新たにSNSやドローンなど高度化するIT等への対応を取り込むほか、定員及び実施時期の一部変更や、入校・受講者の住環境の改善を行う等、引き続き、施設を最大限に活用した効果的かつ効率的な教育訓練を実施する。

令和2年度 消防大学学校教育訓練計画

区分	学科等の名称	目的	期・回数	定員(名)	入寮期間 (令和2年4月～令和3年3月)	入寮日数(日)
学	総合教育	幹部科	61	60	6月8日(月)～7月22日(水)	45
			62	60	8月17日(月)～10月2日(金)	47
			63	60	10月6日(火)～11月20日(金)	46
			64	60	1月7日(木)～2月25日(木)	50
		上級幹部科	84	54	1月12日(火)～1月28日(木)	17
		新任消防長・学校長科	28	42	4月14日(火)～4月24日(金)	11
	29		60	5月11日(月)～5月21日(木)	11	
	消防団長科	77	36	9月7日(月)～9月11日(金)	5	
		78	36	11月9日(月)～11月13日(金)	5	
	専科教育	警防科	107	60	6月3日(水)～7月21日(火)	49
			108	60	10月14日(水)～12月3日(木)	51
		救助科	81	60	4月13日(月)～6月4日(木)	53
			82	60	8月19日(水)～10月8日(木)	51
		救急科	82	48	9月23日(水)～10月22日(木)	30
		予防科	108	48	8月19日(水)～10月8日(木)	51
			109	48	1月6日(水)～2月26日(金)	52
		危険物科	15	42	6月23日(火)～7月22日(水)	30
		火災調査科	39	48	6月3日(水)～7月21日(火)	49
40			48	10月14日(水)～12月3日(木)	51	
新任教官科		14	72	3月2日(火)～3月12日(金)	11	
現任教官科		4	36	3月1日(月)～3月12日(金)	12	
実務講習	緊急消防援助隊教育科	指揮隊長コース	23	48	4月14日(火)～4月24日(金)	11
			24	48	5月11日(月)～5月21日(木)	11
		高度救助・特別高度救助コース	10	66	3月1日(月)～3月12日(金)	12
		NBCコース	10	72	2月2日(火)～2月24日(水)	23
	航空隊長コース	20	84	11月30日(月)～12月11日(金)	12	
	危機管理・防災教育科	危機管理・国民保護コース	10	96	4月15日(水)～4月22日(水)	8
		自主防災組織育成コース	16	72	5月25日(月)～5月29日(金)	5
		自主防災組織育成短期コース	11	64	10月、11月頃	/
			12	64		
		消防団活性化推進コース	7	48	8月24日(月)～8月28日(金)	5
			8	48	1月18日(月)～1月22日(金)	5
	その他	女性活躍推進コース	5	60	12月15日(火)～12月23日(水)	9
査察業務マネジメントコース		4	48	5月25日(月)～5月29日(金)	5	

※ 各学科の定員の5%を女性消防吏員の優先枠として決定し、女性の入校を推進している。